

マムルーク朝前期・軍務庁書記官のための書記術指南
 ヌワイリーの『学芸の究極の目的』「ディーワーンの書記術と財務のペン」
 (第2学芸・第5部・第14章) 日本語訳注*

熊倉和歌子・吉村 武典・亀谷 学・手島 秀典・久保 亮輔

**Instructions for Scribes in the Military Office
 during the Bahrī Mamluk Period**
 “Scribal Arts for the Dīwān and the Pen of Fiscal Administration” (§2.5.14) of
 Shihāb al-Dīn Aḥmad al-Nuwayrī’s *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*

KUMAKURA, Wakako, YOSHIMURA, Takenori, KAMEYA, Manabu,
 TESHIMA, Hidenori and KUBO, Ryosuke

This paper proposes a Japanese translation for part of a section in Shihāb al-Dīn Aḥmad b. ‘Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī’s *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab* (The Ultimate Ambition in the Arts of Erudition). The section titled “Scribal Arts for the Dīwān and the Pen of Fiscal Administration” is in Chapter 14, “Scribal Techniques and Various Techniques Derived from Them” in Part 5, and “Scribes and Orators” in Book 2, “Human Beings.” This part is dedicated to the technical aid for scribes of the military office (*Dīwān al-Jaysh*).

In the section covered by this translation, the knowledge and techniques required by scribes and officials of the military office are summarized. First, basic knowledge such as the naming of “*dīwān*” and the historical background of its installation are explained. The author then moves to the main topic about the knowledge required by the scribes of the military office, which was fixed in the author’s time. In this section, the author attempts to clarify various records concerning *iqṭā’*, cash and in-kind salaries to soldiers and military corps as well as various deeds related to the amir’s regiments, and issuance of certification of *iqṭā’*, absence with leave for soldiers, and the seizure of property. Finally, it ends with the readiness of officials in military offices.

Individual registers, such as the “Military Register,” the “*Iqṭā’* Register,” and the “Register of the Number of Soldiers” are taken up in a series of

Keywords: Mamluks, Egypt and Syria, military office, fiscal administration, record management

キーワード: マムルーク朝, エジプト・シリア, 軍務庁, 財務行政, 記録管理

* 本訳注は、マムルーク朝史やイスラーム王朝における行政に関心を寄せる研究者や大学院生が集まる研究会の成果である。ここに名を連ねているのは、本訳注をまとめる段階で参加していたメンバーであるが、それ以外にも訳注作成の段階で参加し、就職や留学によって会を離れることとなった人たちの貢献があったことをここに記しておきたい。



explanations, elucidating how various records are kept in the office and how they relate to each other. In addition, information about the fixed phrases used in them and the additional text used by each person in charge is mentioned in places. As few documentary sources that were created, used, and stored inside the offices during the Mamluk period remain, it is difficult to restore record management practices. In such a situation, this study provides valuable information for understanding them.

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 解題 | (3) 本文の内容 |
| (1) 著者の経歴 | (4) 凡例 |
| (2) 写本と刊本 | 2. 訳注 |

1. 解題

『学芸の究極の目的 *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*』は、14世紀前半に、マムルーク朝(648–922/1250–1517年)治下のエジプトにおいて編纂された百科全書である。その構成は、宇宙・人間・動物・植物・歴史の5つの学芸(fann)からなり¹⁾、各学芸の下には部(qism), さらにその下に章(bāb)が設けられる。いずれの学芸も5部構成となっており、その下に連なる計143章は33巻に分冊される²⁾。本訳注が対象とするのは、このうちのごく一部、軍務庁(Diwān al-Jaysh)の書記官の職務について書かれた部分である。それは人間に関する第2学芸の第5部「書記官と雄弁家たち *Kuttāb wal-Bulaghā'*」第14章「書記術と書記諸職から分枝したもの *al-Kitāba wa Mā Tafarra'a min Aṣnāf al-Kuttāb*」に属する「ディーワンの書記術と財務のペン、そしてそれらに関わる事柄について *Kitābat al-Diwān wa Qalam al-Taṣarruf wa Mā Yattaṣil bi Dhālika*」と題された項であり、巻数にして第8巻に所収されている。

本訳注が当該箇所注目するのは、次に述べる3つの理由による。第1は、著者の経歴である。著者であるヌワイリー *Shihāb al-Dīn Aḥmad b. 'Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī* (733/1333年没)は官僚出身の文筆家である。マムルーク朝期には、ウマリー *al-'Umarī* (749/1349年没)による『高貴なる用語の解説 *al-Ta'rīf bil-Muṣṭalah al-Sharīf*』や、カルカシャンディー *al-Qalqashandī* (821/1418年没)による『夜盲の黎明 *Ṣubḥ al-A'shā*』が編纂されたように、官僚経験者が自らの職務経験に基づいて書記術の指南書を書くことは珍しいことではなかった³⁾。

- 1) 第1の学芸は地球、天国、星、惑星、気象現象からなる宇宙について、第2の学芸は人間についてであり、系譜、詩、女性、音楽、ワイン、娯楽、政治支配、行政といった様々なトピックを含む。第3の学芸は動物、第4の学芸は植物を扱う。第5の学芸は人類の歴史についてであり、アダムとイブから著者の時代に至るまでの出来事について記される。
- 2) 写本および刊本においては、必ずしも各部や各章の区切りのよい箇所ので分冊しているわけではない。例えば、第5部第14章は、刊本では、7巻から9巻に亘る。第1学芸から第5学芸までの部・章ごとの内容については、Muhanna 2018: 153–157を参照のこと。
- 3) このような指南書の伝統はイスラーム初期にまで遡ることができる(Bosworth 1990)。エジプトに拠点を置いた王朝のものとしては、ファーティマ朝の書記官であったアリー・ブン・ハラフ・アルカーティブ *'Alī b. Khalaf al-Kātib* (没年不明)による『良き文体の要素 *Mawādd al-Bayān*』、ファーティマ朝およびアイユーブ朝の財務官であったマフズミー *'Alī b. 'Uthmān al-Makhzūmī* (585/1189年没)による『エジプトの地租に関する知識への道 *al-Minhāj fī 'Ilm Kharāj Miṣr*』、

しかし、これらの著者は、文書発給を行う文書庁 (Dīwān al-Inshā') の官僚であり、彼らによる指南書はその業務に必要な知識をまとめたものである。これに対し、『学芸の究極の目的』の著者であるヌワイリーは、軍務庁やスルターン私財 (khāṣṣ) の管理、スルターン創設の寄進施設の副管財人といった財務に直接関わる職を歴任しており、この点において『学芸の究極の目的』における財務術に関する記述は、他の書記術指南書とは性質が異なるのである。軍務庁やスルターン私財に関わる主たる業務は、財源や収支の管理などの財務術が必須とされる点において、各種文書の書式や宛先ごとに使い分ける定型句などの知識を必須とする文書庁の職務とは異なる。確かに、文書庁の官僚が著した指南書にも、軍務庁についての説明が含まれるが、その内容は同官庁の職務の概要に留まる⁴⁾。このため、『学芸の究極の目的』は、軍務庁の職務内容の詳細を知る上での重要な史料として位置づけられる。第2に、財務や簿記に関する指南書を著す伝統があるペルシア語圏とは異なり、アラビア語圏における財務・簿記術を知る材料は限られており⁵⁾、その中で『学芸の究極の目的』における財務術に関する記述は、当時の財務術を知る上での貴重な情報であると言える。第3に、指南書としての詳細な情報は、軍務庁の各種業務のプロセスやそこにおいて管理されていた帳簿類の存在を明らかにしてくれる。現状では、軍務庁で管理されていた帳簿類の伝世は確認されていない。一部の記録が転載される、あるいは書式を変えて参考資料のような形で編纂されるという事例は見られ⁶⁾、記録自体が皆無というわけではない。しかし、記録の原型、つまり元の記録がどのような形態の媒体に・どのような書式で・どのような記録項目とともに管理されていたかということについては不明のままである。本訳注箇所では、軍務庁書記官の業務に沿って、どのような帳簿が編纂され、そこにどのような記録がどのような書式で記されるべきとされていたかについて説明されており、帳簿の記録の原型を知る手がかりとなる。

なお、本訳注の軍務庁業務に関する記述の箇所において、「帳簿」と訳したのは、*jarīda* である。オスマン朝史において一般的に「台帳」と訳される *daftar* (オスマン語の読み方では *defter*) は、今回対象とした箇所においては見られない。このことから、オスマン朝における「台帳」との差別化を図るべく、「帳簿」という訳語を当てた。また、*jarīda* とは異なる形態の媒体として *waraqa* が登場するが、これは一枚の文書であると解釈し、「書類」と訳した。

(1) 著者の経歴

ヌワイリーは、677/1279年、ウラマーであったタージュ・アッディーン・アブー・ムハンマド Tāj al-Dīn Abū Muḥammad (699/1300年没) を父として、エジプト南部のアフミーム Akhmim 村に生まれた⁷⁾。幼い頃の著者は、上エジプトの中心都市クース Qūṣ において学び、

↗ アイユーブ朝の財務官であったイブン・マンマーティー al-As'ad b. Mammātī (606/1261年没) による『官庁の諸規則 *Qawānīn al-Dawāwīn*』や、ナーブルスィー Abū 'Uthmān al-Nābulusī (660/1261年没) による『エジプトの官庁における輝ける諸規則の光 *Luma' al-Qawānīn al-Muḍī'a fī Dawāwīn al-Diyār al-Misriya*』などがある (Little 1998a: 419-420; 菟原 2000)。

4) 例えば、ヌワイリーとほぼ同時代を生きたウマリーは、『高貴なる用語の解説』において、軍務庁長官の職務内容をあげているが、その下で奉仕する官僚たちの職務内容についての詳細には触れていない (高貴なる用語: 72-73)。

5) 渡部・阿部 2017: 384-385。

6) これらの事例については、Kumakura 2018; 熊倉 2019 を参照。

7) タージュ・アッディーンは、カイロのマドラサで生まれ、死後、ザイン・アッディーン・アルマーリキー Zayn al-Dīn 'Alī b. Makhlūf al-Nuwayrī al-Jazūlī (718/1318年没) の墓廟に葬られた。このことは、彼が学者層に属し、マールク派の大法官を務めたザイン・アッディーンと近い関

そこで、後にシャーフィイー派大法官となるイブン・ダキーク Ibn Daqiq al-‘Īd (702/1302 年没) に師事したとされる⁸⁾。20 歳のとき、著者は父親とともにマムルーク朝の首都カイロに移り住み、バドル・アッディーン・イブン・ジャマーア Badr al-Dīn Muḥammad Ibn Jamā‘a⁹⁾ (733/1332 年没) や、ザイナブ・ピント・ムナッジャー Zaynab bint Munajjā¹⁰⁾ (1316 年没) のもとで、ハディース学や歴史、地理などの学問を修めたという¹¹⁾。

ヌワイリーは、701/1302 年、シリア諸州の中心都市であるダマスクスに移り、スルターン・ナスィル・ムハンマド al-Nāṣir Muḥammad (在位 693–94, 698–708, 709–41/1293–94, 1299–1309, 1310–41 年) の私財 (khāṣṣ) を管理する業務に従事した。記録上、これが著者の官僚としての最初の経歴である¹²⁾。約 2 年間のダマスクスでの任務の後、カイロに戻り、創建直後のナスィリーヤ学院¹³⁾ に居を定めた彼は、スルターン私財庁 (Dīwān al-Khāṣṣ) の職を得てスルターンの私財を管理する職務を担った。また、ナスィリーヤ学院に隣接する、スルターン・カラーウン al-Manṣūr Qalāwūn (在位 678–89/1279–90 年) の寄進施設の副管財人職も務めた¹⁴⁾。このように、20 代のヌワイリーは、ナスィル・ムハンマドの第 2 治世 (698–708/1299–1309 年) 期に、スルターン私財の管理を任され、マムルーク朝随一の病院を包含するカラーウンの寄進施設の副管財人にも抜擢されるなど、スルターンから厚い信頼を得ていたことをうかがわせる。一方のヌワイリーも、スルターンへの忠誠心は厚く、709/1309 年に政敵に追われたナスィル・ムハンマドが一時カラク城に身を潜めた際には、彼もカラク城の一团に合流したのであった¹⁵⁾。

しかし、その後、ナスィル・ムハンマドの代理 (wakil) であり、ヌワイリーをカラーウー

ノ 係にあったことを示唆している (*Nihāya* 31: 409–410; Muhanna 2018: 160 [n. 25])。クラチコフスキー Kratschkowsky は、ヌワイリーの父親が官僚であったとしているが (*ET*¹: “al-Nuwairi”), ムハンナーによれば、『学芸の究極の目的』の中には、このことを直接的に示す文章は見当たらないという (Muhanna 2018: 160–161 [n. 26])。

8) Muhanna 2018: 13.

9) ウラマー名家であるジャマーア一族に生まれ、690/1291 年にエジプトのシャーフィイー派大法官に任命された。彼がそれまで務めたイェルサレムのアクサー・モスクにおけるハティーブ職は、10/16 世紀に至るまで同一族により独占された (*ET*²: “Ibn Djamā‘a”).

10) ハディース学者。 *al-Durar al-Kāmina* 1: 209–210; *al-Manhal al-Ṣāfi* 1: 361–362.

11) *al-Ṭāli‘ al-Sa‘īd*: 46–47; *al-Muqaffā* 1: 521–522.

12) Jamāl al-Dīn 1984: 35–36 や Chapoutot-Remadi (*ET*²: “al-Nuwayri”) は、698/1298 年にカイロにてスルターン私財庁の職を得たことを著者の最初の経歴としてあげているが、Muhanna 2018: 161–162 [n. 28] によれば、これは 2 人が依拠したエジプト国立図書館 (Dār al-Kutub al-Miṣriya) 所蔵写本の欠陥が招いた誤解である。当該写本は、フォリオが正しく並べられていない箇所があり、その順番では 1298 年の出来事として読めるが、正しい順番では 703/1303–04 年の出来事である。つまり、記録上最初の任命は、ダマスクスでの職であり、これは 1302 年 1 月のことであった。カイロでスルターン私財庁の職を得て、ナスィリーヤ学院に住み込むようになったのは、1304 年 5 月のことである。刊本では、いずれの版も、正しい順番に並べ替えられている。

13) 703/1303 年にナスィル・ムハンマドが創建した学院 (madrasa) と廟 (qubba) からなる寄進施設である。カイロの目抜き通りであるバイナル・カスライン通りにある、創建者の父親の寄進施設に隣接して建造された (Behrens-Abouseif 2007: 152–156)。

14) ヌワイリーはカラーウンの寄進施設の副管財人を 703/1304 年から 707/1308 年の間務めた (*Nihāya* 31: 108–109; *al-Muqaffā* 1: 521)。同寄進施設は、廟 (qubba)・学院 (madrasa)・病院 (bimāristān) からなる複合施設で、中でも主要な施設として位置づけられた病院には、内科・眼科・外科・整形外科が置かれ、当時の中東地域において最高レベルの医療が行われ、医学の中心地となっていた。同病院は、創建者であるカラーウンのラカブ (称号) から、マンスーリー病院 (al-Bimāristān al-Manṣūri) と呼ばれた (Behrens-Abouseif 2007: 132–142)。Cf. 久保 2020.

15) *ET*²: “al-Nuwayri”; Muhanna 2018: 13–14.

ンの寄進施設の副管財人に抜擢した有力者イブン・ウバーダ Ibn ‘Ubāda (710/1310 年没) の不信を買い、スルターンとの近い関係も失われた¹⁶⁾。これによりヌワイリーは、710/1310 年にシリアのトリポリに派遣され、そこで文書庁副長官、次に軍務庁長官を務めることとなった。長官職を得たとはいえ、彼にとってこの任命は事実上の左遷であり、この後かつてのような要職に返り咲くことはなかった。トリポリで2年ほど過ごした後、712/1312年にはエジプトに再び戻り、デルタ地域の財務状況の調査に携わった。著者がいつまでこの職務に就いていたかについては不明であるが、おそらく716/1316年に引退し、著作活動に入ったと考えられる。著者は、余生を著作活動と作品の書写に捧げ、733年ラマダーン月21日/1333年6月5日に死去した¹⁷⁾。

以上のように、ヌワイリーは、ナーシル・ムハンマドの第2治世と第3治世(709-74/1310-41)の初めにスルターン私財庁、軍務庁、文書庁の職務を歴任して官僚としてのキャリアを築き、その実務経験を通じて業務に必要な知識を習得したと考えられる。また、百科全書としての性格を持つ『学芸の究極の目的』の編纂において、著者の生活と奉仕の拠点であったナーシリヤ学院と彼が4年間副管財人として奉仕したカラーウーンの寄進施設、さらにはそれらを包含し、多くの学術機関を有したバイナル・カスライン通りが、学術空間として重要な役割を果たしたことは言うまでもない。例えば、ヌワイリーは、動物の学芸において毒蛇についての記述を残しているが、それは彼がカラーウーンの寄進施設の副管財人を務めていた時期に同寄進施設内の病院の医師長であったイブン・アビー・フライカ Ibn Abi Ḥulayqa に抗ヘビ毒血清の作り方についての説明を受けたときの記録である¹⁸⁾。医師たちとの個人的な交流に加え、病院に併設された学院、自身が居住していたナーシリヤ学院では、さまざまな講義が開かれており、著者はそうした講義を聴講し、学術的交流を通じて知識を集積していたと考えられる¹⁹⁾。

(2) 写本と刊本

『学芸の究極の目的』の写本については、ブロッケルマン C. Brockelmann の目録に記載されたものだけでもかなりの点数に及ぶが²⁰⁾、それ以外の写本の存在も確認でき、全体像の把握には入念な資料調査が求められる²¹⁾。また、伝世する写本の中には著者の直筆であるものも多く含まれており、著者自身が積極的に複写していた様子がうかがわれる。彼と同時代を生きた

16) イブン・ウバーダは、ヌワイリーがカラーウーンの寄進施設の副管財人等の要職に任命される際に仲介役となった人物であった。後世の歴史家マクリーズィー al-Maqrīzī (845/1442 年没) によると、ヌワイリーは、ナーシル・ムハンマドの前で、恩人とも言えるイブン・ウバーダを中傷するような発言をし、イブン・ウバーダのみならず、スルターンの信頼をも失うこととなったという (*al-Muqaffā* 1: 521-522; Muhanna 2018: 95-96)。イブン・ウバーダについては、Little 1998b: 241-242 を参照。

17) 著者の生涯については、Jamāl al-Dīn 1984: 27-79; Muhanna 2018: 13-14 を参照のこと。また、ヌワイリーと『学芸の究極の目的』について扱った研究として、この他に ‘Abd al-Ḥarīm al-Nadwī, *Manhaj al-Nuwayrī fī Kitābi-hi Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab: Baḥth wa Dirāsa Muqārana wa Naqd*, Damascus: Dār al-Fikr, 1987 があるが、国内での所蔵がなく、本稿の執筆段階では未見である。

18) *Nihāya* 10: 135.

19) Muhanna 2018: 64-65.

20) *GAL* 2: 175 (139-140); 4 (suppl. 2): 173-174.

21) ムハンナーによれば、中東と欧米の主要図書館が所蔵するものだけでも100点確認されたという (Muhanna 2018: 125)。

ウドゥフウィー al-‘Udfuwī (748/1347年没)をはじめとする伝記作家は、ヌワイリーを卓越した写字生として伝え、中でも彼の書を実際に見たというサファディー al-Şafadī (764/1363年没)は、写字生としての彼の生業について次のような具体的な記述を残している²²⁾。

彼はブハーリーの『真正集 *Ṣaḥīḥ*』を8回複写した。彼はまず複写の草稿を作成し、それを〔底本と〕照合した。そして、聴講記録 (*ṭibāq*) を複写し、それを清書したものと一緒に綴じて、それを700ディルハムから1,000ディルハムで売っていた。また、彼はかつて、自著の歴史作品をジャマール・アルクーファートに2,000ディルハムで売却したことがある。彼は1日に3帖 (*karārīs*) を書写していた (*A’yān al-‘Aṣr* 1: 281)。

このことから、官僚としての職を退いた後、ヌワイリーは自著の執筆のかたわらで写本の制作で生計を立てていたことがわかる。また、生前から『学芸の究極の目的』を複写し、売却していた様子うかがえるが、その2,000ディルハムという価格は、ナースィリーヤ学院のマドラサのイマーム職の年俸(960ディルハム)の2倍を上回る額であった。

彼の死後も、『学芸の究極の目的』は、多数複写され、各地に流布したが、その際の複写は必ずしも一揃いを単位としていたわけではなく、むしろ読者の関心にしたがって、その一部のみを複写することの方が多かったのではないかと推測される²³⁾。写本の伝世状況には、巻によるばらつきがあり、とりわけ13巻以降の歴史の部分が多く残されているが、それはこうした事情によるものであると考えられる。一方、本稿が扱う第8巻を含む写本は、現在までのところ、ミット図書館所蔵写本 (Ms. Feyzullah 1553)、ライデン大学所蔵写本 (Ms. Or. 273)、そしてキョプリュリュ図書館所蔵写本 (Ms. Köprülü II 221/4) に留まる²⁴⁾。これらはいずれも著者の直筆本ではなく、後代の写字生によって書写されたものと考えられるが、書写年代が明らかなのは966/1558–59年に書写されたことが奥付に明記されているミット図書館所蔵写本のみである。ライデン大学所蔵写本については、L・ヴァルナー Levinus Warner (1619–65年)によって購入されたものであることは明らかであるものの、それ以前の来歴は不明である²⁵⁾。キョプリュリュ図書館所蔵写本については、今回入手できたのが当該箇所のマイクロフィルム画像に留まったため、奥付などの確認ができなかった。

刊本については、これまでいくつかの版が出版されているが²⁶⁾、研究上信頼されているのは

22) *al-Ṭāli’ al-Sa’id*: 96–97; *A’yān al-‘Aṣr* 1: 281; Muhanna 2018: 106–108.

23) Muhanna 2018: 124. ヌワイリーは、ファイユーム地方のハティープで、ダマスクスのマールク派大法官であるマジュド・アッディーン Majd al-Dīn Aḥmad b. Abī Bakr al-Hamdānī (721/1321年没)が、本書の序文を知りたいと求めてきたので、第1巻を送付したと記している (*Nihāya* 33: 34)。

24) この点に関して、ムハンナーは、動物誌の傑作の一つである『動物の一生 *Ḥayāt al-Ḥayawān*』を著したダミーリー Muḥammad b. Mūsā al-Damīrī (808/1405年没)が、ウマリーヤカズウィーニー Zakariyyā’ b. Muḥammad al-Qazwīnī (682/1283年没)といった著作家の作品を引用しているにもかかわらず、『学芸の究極の目的』を引用していないことを根拠として、歴史以外の箇所は、後の世紀までは、それほど流布しなかった可能性を指摘している (Muhanna 2018: 126)。

25) Muhanna 2018: 126.

26) 普及している刊本で最も古いものは、カイロ版である。まず、1巻から18巻までが1924年以降エジプト国立図書館から順次刊行された。これらは、1954年に文化省出版物のトゥラスナー・シリーズとして再版された。その後、1975年から1992年のエジプト図書局 (al-Hay’a al-Miṣriyya al-‘Āmma lil-Kitāb) から19巻から31巻までが刊行された。さらに、2007年に、第2版としてエジプト国立図書館から1巻から33巻までが再版・刊行されて完結した。この間、2004年には、ベイルート版 (Beirut: Dār al-Kutub al-‘Ilmiyya) も刊行されている。

カイロ版刊本である。この版の底本となっているのは、エジプト国立図書館所蔵のマイクロフィルムである。エジプト国立図書館には『学芸の究極の目的』のマイクロフィルムが複数所蔵されているが、元々イスタンブールの各図書館に所蔵されていた写本をアフマド・ザキー・パシャ Aḥmad Zaki Pasha (1934年没) がマイクロフィルム化したものであり²⁷⁾、本訳注が対象とする部分については、キョプリュリュ図書館所蔵写本のコピー (MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549) である。カイロ版刊本の校訂者²⁸⁾ は、キョプリュリュ図書館所蔵写本のコピーのみを参照し、異本については特に言及しておらず、底本の通りに読むと意味が通らない箇所については、類似する字形から意味の通る語を推測し、その旨を注記した上で置き換えている。このことを踏まえ、本訳注はカイロ版刊本を底本として翻訳するが、刊本の通りに読んで意味が把握できない箇所については、刊本の底本となっているキョプリュリュ図書館所蔵写本とライデン大学所蔵写本およびミット図書館所蔵写本を確認し、その判断について注記した²⁹⁾。

また、翻訳については、『学芸の究極の目的』に関する著書を著した E・ムハンナー Elias Muhanna が、著書に先だてて英語による翻訳書 (*The Ultimate Ambition*) を出版している。これは、初学者への全体の内容の紹介を目的とした抄訳であるが、本訳注でも適宜参照した。

(3) 本文の内容

本訳注が扱う箇所の構成は次のように整理される (番号は、筆者が便宜上付したものであり、写本や刊本のテキストおよび訳注には当該番号は振られていない。また括弧内のページ番号は刊本において対応するページである)。このうち、軍務庁と他官庁やアミールのディーワーンとの間で文書のやりとりが生じる 5 (3) と (4) のミサールについては、訳注の末尾に図 1~3 を入れ、業務の流れを可視化した。

- 1 ディーワーンの書記術と財務のペン、そしてそれらに関わる事柄について (pp. 191-194)
- 2 ディーワーンの命名の語源、なぜそれが「ディーワーン」と名づけられたか、そして誰によってそのように名づけられたかについての記述 (p. 195)
- 3 ディーワーンの書記術から分枝した書記術の種類についての記述 (p. 195)
- 4 軍務庁の業務、諸台帳が作成された理由、そしてイスラームの時代にそれを初めて作成した人物についての記述 (pp. 196-200)
- 5 我々の時代に定められた軍務庁の書記官が必要とする基本事項についての記述 (pp. 200-213)
 - (1) イクター・現金給・現物給の支給に関する記録 (pp. 200-203)
 - ・『軍務帳簿』について
 - ・『イクター帳簿』について
 - ・現金給と現物給の受給者の名前を収録した第 3 の帳簿について
 - (2) 王朝の軍団に関する記録 (pp. 203-206)
 - ・『軍人数帳簿』について

27) Muhanna 2018: 112.

28) 刊本の扉には、校訂者が明記されていないが、各巻の前書きの最後に、執筆者として校訂者である Aḥmad al-Zayn の名前が記されていることから、彼を筆頭としたチームが校訂を行ったと考えられる。

29) ただし、キョプリュリュ図書館所蔵写本のコピーについては、マイクロフィルムの状態が非常に悪く、まったく読むことのできない箇所も多い。そのような箇所については、刊本の注に依拠した。

- ・右翼・左翼・中軍のアミールたちに関する書類について
- ・スルターンに同伴する者に関する書類について
- (3) アミールの軍人たちの記録 (pp. 206–208) 【図 1】
 - ・アミールの書記官が軍務庁に提出する書類と閲兵式について
 - ・閲兵とそれに関わる記録について
- (4) 証書類 (pp. 208–211)
 - ・ミサール 【図 2, 図 3】
 - ・移動許可証
 - ・差押えの文書
- (5) 軍務庁の官吏の心得 (pp. 212–213)

まず、上記の 1 においては、文書の書記官たちと比較しながら、会計の書記官たちの美徳を挙げ、書記職における彼らの位置について述べる。その後、著者が財務の書記術 (*kitābat al-taṣarruf*) についての項を執筆することになった動機が述べられる。そこでは、当初は取り上げるつもりがなかったところ、同輩たちの要望に応じて執筆することになった旨が綴られている。また、いざ執筆しようとしたときに、思うように財務の書記術に関する情報にアクセスできなかったことが記されている。この部分は、当時、財務術の知識がどのように継承されていたかを考える上で示唆に富む。同時に、この項が著者によって独自に記述されたものであることも、これにより判明する³⁰⁾。

続く 2 から 4 において、官庁がアラビア語で「ディーワーン」と名づけられた由来、軍務に関する台帳が作成された歴史的経緯、アラブ・イスラーム軍によって征服されたイラク地方とシリア地方での財務に用いる言語がアラビア語と定められた経緯について説明される。これらの話題において挿入される逸話は、ハディースやマーワルディー *al-Māwardī* (450/1058 年没) による『統治の諸規則 *Aḥkām al-Sulṭāniya*』に依拠した典型的なものである。

5 においては、軍務庁の書記官が編纂すべき帳簿や書類とそれにおいて管理すべき情報、また情報収集の手続きといった事柄について記される。これらの内容は、軍務庁において、どのような記録が管理され、それらがどのように利用されていたのかという記録管理の問題に留まらず、マムルーク朝軍団の概要や、イクター授与証などが発行される際の文書発給のプロセス、会計処理の規則についての情報を与えてくれる。

(1) においては、軍務庁の財務に関連する主要な 3 種類の帳簿について説明される。その最も基本的な帳簿が『軍務帳簿 *al-ḥarīḍa al-jayshīya*』と呼ばれるものであり、他の帳簿はこの帳簿に基づいて作成される。『軍務帳簿』の記録に追記や変更が加わるごとに、その他の帳簿も記録の更新が行われた。この帳簿は、イクターや、現金給・現物給の受給権を保有する者の名簿であり、各保有者の情報は、アルファベット順 (*‘alā ḥurūf al-mu‘jam*) に並べられた名前の下に記載された。各人についての基本的な情報は、アミール位、アミール位を持たない軍人であれば、軍人の位に就いたヒジュラ暦での年、現在保有するイクターの前保有者、保有するイクターのイブラ (*‘ibra*: 税収高) の 3 点である。保有者がハルカ騎士の場合や、トゥルクマー

30) Muhanna 2018: 65. ムハンナーによれば、ヌワイリーは、基本的に、各トピックにおいて、ワトワート *Jamāl al-Dīn Waṭwāt* (718/1318 年没) による『考察の喜びと教訓への道 *Mabāḥij al-Fikar wa Manāḥij al-‘Ibar*』などを主要資料として引用し、必要に応じて小作品から内容を補っている (*ibid.*: 56–82)。

ンとベドウィンの場合、エジプトのアラブ部族の場合には、それぞれ情報が追加された。たとえば、エジプトのアラブ部族の場合、名前のところ、イクターと引き換えに課せられた進呈品や、宿駅における駅馬の提供、穀物の輸送などの義務について明記するようにとある。続いて、保有者のイクターに変更があった場合、(異動前の)イクターの取り分の算定方法が説明される。それには2通りのパターンがあり、官職の異動はなくイクターのみが変更される場合と、官職の異動も伴う場合である。いずれの場合も、権利を有するイクターの保有日数をもとにその取り分が日割りで計算されていた。『軍務帳簿』は、イクターや、現金給・現物給の受給権を保有する者とその権利の内容を記録し、イクター保有者が得るべき収入を算定するためのものであったことがわかる。

次に、この帳簿に基づいて『イクター帳簿 *Jarīdat Iqtā'*』が作成された。これは、行政県(‘amal)ごとに諸財源をまとめたものである。それには、行政村(bilād)とそれに連なるさまざまな単位の土地や諸財源が列記され、その後軍務庁が管理する行政村のイブラと、昨年度末にまとめられた実収の状況が記録された。軍務庁の書記官は、先述の『軍務帳簿』からイクター保有者の名前と各々の名義となっているものの記録を抜き出し、『イクター帳簿』の各財源の記録の箇所に転記した。このように、この帳簿は『軍務帳簿』から記録を転記することによって、記録が更新されていった。また『イクター帳簿』は、軍務庁が管理する行政村のイブラを記録する役割も担っていた。このために、軍務庁の書記官は3年ごとに各地域の官吏に委託してイブラの調査を行い、帳簿上に記録されているイブラが現実と乖離しないようにすることが求められた。

『軍務帳簿』をもとに作成されるもう一つの帳簿が、現金給と現物給の受給者の名前を収録した第3の帳簿である。これには、二重取りなどの不正受給を未然に防止するために、現金と現物支給の受給者の名前と、受給の日付が記録された。以上の3種類の帳簿は、いずれも軍人の給与にかかわる帳簿である。

(2)においては、王朝の軍団に関する記録について述べられる。軍務庁は『軍人数帳簿 *Jarīdat ‘Idda*』と呼ばれる帳簿を通じて王朝の軍団を管理していた。それは、ハルカ騎士隊長をトップとするハルカ騎士団と、千人隊長をトップとするアミールたちの軍団を対象とし、各隊の指揮官と配下の軍人数を把握することで、王朝の軍団の戦力を明らかにしておくための帳簿であった。これに加えて、戦時の布陣に関する書類や、スルターンに同伴するアミールたちの名前を記した書類が別途作成された。

また、戦力の把握はアミール配下の軍人をも対象としていた。(3)では、アミールの軍人たちの記録方法について説明される。軍務庁は各アミールのディーワーン(diwān al-amīr)に対して、アミール配下の軍人の数に関する書類の提出を求めた。これに対して各アミールのディーワーンは、アミール配下の軍人数や資金についての申告を行った。申告書が提出されると、閲兵(‘ard)が行われ、その場に臨席した責任者が認可した軍人については、年齢・肌の色・身長・その他の身体的特徴が記録された。年代記や人名録では、アミールのディーワーンや軍隊についての情報は断片的なものに留まるだけに、この部分の記述は軍人がアミールの軍隊に登録される過程を知る上で重要である。アミール配下の軍人であっても、ディーワーンへの登録のためには、政府における責任者の認可を受ける必要があったこと、アミールによる軍人の不当解雇が禁じられていたこと、解雇の時期がイクター経営との兼ね合いも考慮し慎重に決定されていたことを知ることができる。アミール配下の軍人の数に関する記録管理の流れについては訳注末の図1も参照されたい。

(4) は、イクター授与に関する証書類の作成と保存に関する解説である。スルターンによって、ある軍人へのイクターの授与が命じられた場合、軍務庁の書記官は、ミサル (mithāl) と呼ばれるイクター授与決定書を起草する。それに、スルターンまたはスルターンのナーイブ (nā'ib al-saltāna, 副スルターン)、および軍務庁長官がそれぞれ定型句を記入した後、第2のミサル (mithāl thāni) と呼ばれるイクター授与証発行依頼書が起草される。この文書には、スルターンとスルターンのナーイブの印 ('alāma) が記入され、文書庁に送付された。これを受けて、文書庁ではイクター授与証が起草され、それにスルターンの印とナーイブおよびワズィール (wazīr) の書 (khaṭṭ) が記入されると、軍務庁をはじめとする関係官庁の確認を経て、正式に発給された (この流れについては、訳注の末尾にある図2にまとめた)。

以上は、スルターンが、エジプトにあるイクターを授与する場合の手順であるが、続いてシリア諸州の総督が、シリアにあるイクターを授与する場合の手順についても説明される。この場合も同様に、最初にミサルを作成するが、そこに文言を書き入れるのは、シリア諸州の総督とそこの軍務庁長官である。これを受けて、第2のミサルが起草され、総督と軍務庁長官が定型句を記入し、確認の後、カイロにある中央の軍務庁に向けて送付された。これが受理されると、中央の軍務庁の書記官は、イクター授与証発行依頼書を作成して文書庁に送付した。それを受けて発行されたイクター授与証がシリアの当該州に到着し、確認の手続きを経た後に、対象者に対してイクターが授与されたのである (この流れについては、訳注の末尾にある図3にまとめた)。シリア諸州の軍務庁におけるイクター授与の手続きについては、その手順が簡潔ながらもわかりやすく説明されている。これはおそらく、トリポリ州の軍務庁長官を務めた自身の経験によるのであろう。

この後、軍人が本来の任務を離れる際に得るべき移動許可証 (dustūr) や、本来の職務期間分を上回る報酬を差し押さえるための軍務庁の差押えの文書 (ḥawṭa jayshīya) についても説明され、最後は、軍務庁官吏の心得で締めくくられる。ここでは、「軍人の名前や彼らのイクターの村々を把握しておくため」に、『軍務帳簿』をはじめとする諸帳簿の見直しを徹底して行うことが指南される。また、書式について熟知すべきことが説かれるが、そこでは、軍務庁で管理する記録が関係者以外に漏れ伝わらないよう特に注意し、万が一、そのような記録を手控えにする場合でも「秘密の記号 (ramz)」を使って、判読できないように配慮するように指示されている。このような事柄は、軍務庁の上述の帳簿類の伝世が確認されていない状況で、当時の記録管理の実態を知ることができる貴重な情報である。

(4) 凡例

- ・訳注テキストにおいて、刊本のページ番号を【p. ～】で示した。
- ・翻訳上補った語句や表現は [] で示した。
- ・直前の語の原文ラテン文字転写は () で示した。
- ・帳簿や文書に用いられた定型句の箇所は「」で示した。
- ・クルアーンの日本語訳は中田考監修『日亜対訳クルアーン』を参照した。
- ・アラビア語のローマ字転写法は、『新イスラム事典』の凡例にならう。
- ・訳注の書式は、可能なかぎり刊本の書式に従い、刊本の改行箇所にならない改行している。また、ボールドとなっている箇所は可能なかぎり刊本の通りにボールドとしたが、日本語に訳したときに語順が入れ替わることにより、刊本の通りにボールドにすることができない場合には、ボールドが入っている一文をすべてボールドにした。また、項目の切り替わりがわか

りやすいように、ボードで記載されている項目の前の行は一行あけた。

- ・参照した写本については下記のように表記した。

キョプリュリュ図書館所蔵写本（エジプト国立図書館所蔵マイクロフィルム）：MS. al-Ma‘ārif al-‘Āmma 549

ライデン大学図書館所蔵写本：Ms. Or. 273

ミット図書館所蔵写本：Ms. Feyzullah 1553

2. 訳注

【p. 191】

ディーワーンの書記術と財務のペン、 そしてそれらに関わる事柄について

すでに本書の第7巻 (safar) におけるこの章 (bāb) の冒頭で¹⁾、書記術 (kitāba) の語源やなぜそのように名づけられたかについて述べた。また、その由来や高貴さ、利点については述べたので、ここではそれに立ち戻る必要はないであろう。ここからは、ディーワーン (dīwān)²⁾、財務 (taṣarruf)、会計 (ḥisāb) のペンに関する事柄について述べることにしよう。さて、我々はすでに文書の書記官たち (kuttāb al-inshā‘) について見てきたが、その理由は、彼らが優位さと品位、高潔さと名声、雄弁さと優美、純粋さと寛容、確かさと忠実、至高さと保護に専心しているためである。【p. 192】また、彼らが向き合う王朝の極秘事項や、彼らが振り返る数々の終わりの美質と数々の始まりの功績、彼らがまとう善良と寛容の長衣、彼らが落ち着くより良き流儀とより寛き流儀、そしてこの他には、幾多の彼らの美德や、漆黒の災いの夜の中で一筋の光を見いだす彼らの手のためである。一方、会計の書記官 (kuttāb al-ḥisāb) は、より十分な検証力を持ち、金額の確定をする道によりよく通じ、より適切に証明し、より明らかに説明できる。神——至高たれ——は偉大なる彼の書の中でおっしゃった、「おまえたちがおまえたちの主からの御恵みを求め、年数と計算を知るためである。そして、われらはすべてのものを詳細に説き明かした。」³⁾ そしてクルアーン解釈学者の中には神——至高たれ——の言葉において、ユースフ——彼に平安あれ——についての啓示を引き合いに出す者もいた。「彼 [ユースフ] は言った、『私にこの地の国庫をお任せください。まことに私は博識な管理人です。』」⁴⁾ つまり、会計の書記官のことである。

ブハーリー⁵⁾ がアブー・フマイド・アッサーイディー⁶⁾ から伝え聞いたところによると、「神

- 1) 本訳注が対象とする範囲は、第2学芸第5部第14章「書記術と書記諸職から分枝したもの」に属する。この章は、第7巻の冒頭に始まり、第9巻の途中まで続く。
- 2) イスラーム世界の歴代の王朝で、官庁を指す語。第2代正統カリフのウマル・ブン・アルハッターブの時代に預言者ムハンマドの未亡人、ウンマの有力者、アラブ戦士などに俸給と食糧を支給するための帳簿が整えられたが、その帳簿をディーワーンと呼んだ。それが転じてディーワーンは帳簿を管理する官庁を意味するようになった（岩波イスラーム辞典：651；新イスラーム辞典：347-348；EI²：“Dīwān”）。本訳注では、初期イスラーム時代に作成された基礎的な帳簿を指す場合は「台帳」、後の時代の官庁を指す場合には「ディーワーン」、またそれに名詞が後置されて特定の官庁を指す場合には「庁」と訳出した。
- 3) クルアーン：17章，12節。
- 4) クルアーン：12章，55節。
- 5) ブハーリー Abū ‘Abd Allāh Muḥammad b. Ismā‘il al-Bukhārī (256/870年没)。伝承学者。スンナ派ハディース集の最高峰とされる『真正集』を編纂した（岩波イスラーム辞典：853）。

の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——はイブン・ルトビーヤというアスド族⁷⁾の男にスライム族⁸⁾の喜捨を徴収する仕事を命じ、戻って来たときに彼と計算した。』⁹⁾ 神の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——が会計を置いたことは真正な伝承である。会計の書記官によって、財貨は守られ、穀物は記録される。また、村々の査定税額 (qawānin al-bilād) が決定され、獲得した金 [額] が明らかにされる。会計の書記官たちが [自らの] 資質を誇りとしなかったならば、文書の書記官たちも [自らの] 資質を誇りとするのではない。また、会計の書記官たちが地位 (marātib) を上げることがなかったならば、文書の書記官たちも地位のために努力することはない。会計の書記官たちに決定的な影響力がなければ、文書の書記官たちが統率力 (riyāsa)¹⁰⁾ において秀でることはない。会計の書記官たちの場所が名声においてより高い場所であり、彼らの立つところがより高いところでなければ、【p. 193】文書の書記官たちが名声に結びつけられることはない。会計の書記官たちが秘密を守るとい性質を備えていなければ、文書の書記官たちがそのような性質を備えているはずがない。会計の書記官たちが善行の名士でなければ、文書の書記官たちは善行を行うことで知られてはいない。一方、会計の書記官はこれらの人々に禁じられている事柄を専門とし、彼らのペンはこれらの人々のペンには閉ざされている書記術 (aqlām)¹¹⁾ において解き放たれている。彼らは、知ることについてのこれ以上ないほどの彼らの傑出が注ぎ出したる地位 (marātib) の水差しのごとき最高点 (qulal) にまで上昇した¹²⁾。また、彼らは、望もうともそれ以上ないほどの職位 (manāṣib) のラクダのこぶのごとき峰々 (dhurrā) に登頂した。そして我々は彼らを敵対者のいる場所に留めるようなことはしなかった。また、我々は彼らを競争や傲慢さの場所に留めるようなことはしなかった。いや、どの集団にも否定されない美德があり、そもそも美德というものは口述したり、描写したりするものよりも明白なものである。私がこの書において書記術の章まで書き終えたとき、財務の書記術 (kitābat al-ṭaṣarruf) についての記述は避けたいと思っていた。私には一見してそれへの関心がなかったので、編者の慣習と著者の規則に従って、文書の書記術のみに留めておこうと考えていた。しかし、同輩たちの中に、官吏が業務について知ることができるように、また税 (ḍarība) や請負に出された税 (mu'āmara)¹³⁾ のうち、彼に必要とされるものや彼が

-
- 6) アブー・フマイド・アッサイディー Abū Humayd al-Sā'idi (50年代/670年代頃没?)。アンサー出身のムハンマドの教友 (*Tahdhīb al-Kamāl* 33: 264–265)。
- 7) 校訂者によれば、「アズド (al-Azd)」ということもあるという (*Nihāya* 8: 192 [n. 1])。
- 8) 校訂者は、「サリーム Salim」と読むように母音記号をつけているが、ここでは本稿で参照したブハーリー著、牧野信也訳『ハディース』の表記に従い訳出した。
- 9) ハディース II : 106。
- 10) 刊本の底本である MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549 および刊本では、書簡 (risāla) となっているが、校訂者は名声 (nibāha) の間違いではないかと推測している (*Nihāya* 8: 192 [n. 3])。しかし、MS. Or. 273 では、統率力 (riyāsa) と記されており、こちらを採用して訳出した。なお、MS. Feyzullah 1553 では、刊本の p. 191, l. 14 の末から p. 194, l. 5 の途中までの記述が脱落している。
- 11) 校訂者は、ここでの aqlām をディーワーンにおける様々な書記術を指す用語と解釈し、ペン (qalam) の複数形として用いられているその前後の aqlām と区別している (*Nihāya* 8: 193 [n. 1])。ここでは校訂者の解釈に従い訳出した。
- 12) 「水差しのごとき最高点」と訳出した qulal は、qulla の複数形であり、最高点という意味に加えて水差しの意味がある。ここでは同語を持つ二重の意味を利用した表現と解釈し訳出した。
- 13) 刊本では、底本である MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549 において mu'āmara と記されていたところを、校訂者は muwāfari-hi として校訂したが (*Nihāya* 8: 193 [n. 4])、その後、校訂者自身がこの校訂を誤りとして、mu'āmara が正しい読みであると修正している (*Nihāya* 8: 306)。mu'āmara とは請負に出されることが規定された税、および徴税権の保有者等の情報が記載された文書を指す (*Nihāya* 8: 296)。イルハン朝期イランの簿記術指南書にもこの用語が見られ、そこでは徴税請

示さねばならないものについて彼が導かれるように、その概要を書いてはどうかと私に尋ねてきた者たちがいた。その申し出を受けて、私はそれを取り扱わない方針を変更し、彼らの願いに応じたのである。私は、書記術のうち、その海の一滴、その真珠の首飾りの一粒のごとく、全体に関わることについて〔のみ〕述べた。それは、初心者が理解しなくてはならない知識や、書く際に参照とすべきことについてである。私がこの術についてペンを執ったとき、それ以前にこれについて扱った本に出会ったことがなかった。【p. 194】また、それについて銘打った節¹⁴⁾や著作物を参照することもなかった。それに関する助言を一瞥することもなければ、それについての解説を要約する人〔の話〕も、言葉や言語でそれについて口にする人〔の話〕も、書記術という競技場において雄弁さという指先で手綱を引く人〔の話〕を聞くこともなかった。そのため、私はその実例を真似、その方法に倣い、素晴らしい業績におけるその道程を進み、その情報に従うばかりである。つまり、私は財務の書記術というものが、掛け金がかけられ〔た状態であり〕、ヴェールに覆われている〔状態である〕ことを発見した。かつて、各々の書記官たちはこの術について自分の知識¹⁵⁾のみで十分とし、自己の理解のみで満足していたのであった。そこで私は財務の書記術についての考えを検証し、逃避の後に立ち戻る気になったのであった。すると、私とその門をたたいたところ、それは閉じられていたが再び開いたのである。また、私とそのヴェールをめくると、それは縫い合わせられていたが再び解きほかれることになったのである。私とその馬の背に乗ると、それは抵抗していたが手懐けられたのである。私とその頂上に登ると、書記官たちの考えに対して、成功の道が明らかとなったのである。以上のことから、私は〔ここに〕執筆したことについての著述と、編集したことの編纂を開始した。まず、私は、ディーワーンの命名の語源、なぜそれが「ディーワーン」と名づけられたかということから始め、次にディーワーンの書記術から分枝した書記術の種類についてと、イスラームにおいて最初に作成された台帳と作成の理由について述べた。さらに、官吏が必要とする業務術や作法、慣習となっている規則、慣用となっている規範、官吏が作成するものや作成が求められるもの、会計の作法について述べた。〔これらについては〕神——至高たれ——が望み給うならば、この後にあなたが見ることになり、あいまいな事柄、すなわち財務の書記術に関する事柄について参照できるであろう。

【p. 195】

ディーワーンの命名の語源

なぜそれが「ディーワーン」と名づけられたか、そして誰によってどのように名づけられたかについての記述

そのディーワーンが「ディーワーン」と名づけられたことについては二つの意見に分かれる。

↗ 負において、ディーワーンから徴税吏に宛てて書かれる命令書を指し、「規定書」と翻訳される（フェラキーヤの論説：43）。ここでは、税と文書のどちらの意味でも通るが、文脈から特定の文書の意味ではなく、税の意味で解釈した。

14) 校訂者は、MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549 において *لفظ مترجم* となっていたところを、*فصل مترجم* と校訂し、*مترجم* を *mutarjam* と読み、「銘打った (*musammā*)」という意味で用いられていると解釈している (*Nihāya* 8: 194 [n. 1])。この箇所は、MS. Or. 273 においても、MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549 と同様である。*lafz mutarjam* を「翻訳された用語」と訳すことも可能であるが、文意がやや不明であるので、校訂に従い訳出した。

15) 刊本では、「知識 (*ilm*)」であるが、MS. Or. 273 では、「ペン (*qalam*)」と記されている。ここでは、刊本に従い訳出した。

一つ目は、ペルシア皇帝ホスロー (kisrā)¹⁶⁾ が、ある日、彼のディーワーンの書記官たちを視察し、彼らが暗算で計算するのを目撃した。そこで彼は「ディーワーナ (dīwānah)」、すなわち狂人たち (majānīn) と言った。これにより、彼らがいる場所にその名がつけられた。そして、[その語が] 多用されていくうちに、[語末の] hā' が省略されて発音が軽くなり、「ディーワーン」になったという。二つ目は、「ディーワーン」とはペルシア語で悪魔たち (shayāṭīn) を意味する名詞であるとするものである¹⁷⁾。書記官たちは、諸事における技能 (ḥidḥq), 見えているものと隠れているものへの精通 (wuqūf), 切り離されていたものや散らばっていたものの収集 (jam'), 近くにあるものや遠くにあるものについての洞察 (iṭṭilā') ゆえに、そのように名づけられた。そして、彼らが座している場所が彼らの名で呼ばれるようになり、「ディーワーン」になったという。これは、マーワルディー¹⁸⁾ が『統治の諸規則 *al-Aḥkām al-Sultāniya*』の中で論じたことに基づき、その命名について言われていることである¹⁹⁾。神こそが最もよく知り給う。

ディーワーンの書記術から分枝した 書記術の種類についての記述

その書記術は諸部門 (aqṣām) と諸職掌 (waṣā'if), 根幹 (uṣūl) と枝葉 (furū') に分類される。それらは、軍務庁の業務 (mubāshara), スルターン宝庫 (khizāna) や国庫 (bayt al-māl), 穀物庫 (ahra' al-ghilāl) の業務, [宮廷の] 諸部局 (buyūt)²⁰⁾ の業務, 太陰暦 [で徴収する] 税 (hilālī)²¹⁾ の業務, 人頭税 (jawālī)²²⁾ の業務, ハラージュ (kharāj)²³⁾ の業務, 砂糖黍と圧搾所 (mu'āṣir), 製糖所 (maṭābikh al-sukkar) の業務である。これらの職掌の各々に携わる官吏は、神——至高たれ——が望み給うならば後述される諸規則に熟知する必要がある。それ

16) ペルシア語の人名 Khusraw をアラビア語で表記したもの。個別の人名を意味する場合と、一般にサーサーン朝の王を指す場合があるが、ここではホスロー 1 世 Kisrā Anūshirwān (在位 531-79 年) を指していると考えられる。ホスロー 1 世はサーサーン朝後期に活躍した王であり、いくつかの行政改革を行った名君として知られ、サーサーン朝を代表する王としてイスラーム期以降の史料の中にもたびたび登場する (EI²: "Kisrā")。

17) diwān は、ペルシア語で悪魔を意味する diw に複数語尾 ān がついた形の単語である (EI²: "DĪV")。

18) マーワルディー 'Alī b. Muḥammad al-Māwardī (450/1058 年没)。バスラ生まれのシャーフィイー派法学者。古典イスラーム法学の祖とされる。各地で裁判官を務めた後、アッバース朝カリフ、ザーヒル (在位 622-23/1225-26 年) に仕えた。主著である『統治の諸規則』により政治思想史において高く評価される (岩波イスラーム辞典: 939)。

19) ディーワーンの命名に関するこれらの逸話は、マーワルディー『統治の諸規則』からの引用であり、細かな字句の異同を除いて文章はほぼ一致する (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 259; 統治の諸規則: 484)。

20) 宮廷の諸部局とは、食膳部 (ḥawā'ij khānāh), 飲料部 (sharāb khānāh), 洗浄部 (ṭasht khānāh), 敷物部 (firāsh khānāh), 武器部 (silāḥ khānāh) から構成される宮廷府を指す。つまりここでは、スルターンの生活と執務を取り仕切る部局の全体を指していると考えられる (*Nihāya* 8: 221-228)。

21) 太陰暦 [で徴収する] 税 (hilālī) とは、邸宅、店舗、公衆浴場、パン焼き窯、製粉所などの屋根つきの私有財産を対象としてそこから毎月徴収される賃料を指す (*Nihāya* 8: 228)。

22) 人頭税は、ジャワラーリー (jawālī), あるいはジズヤ (jizya) とも呼ばれる。ズィンミー (庇護民) の健康で自由な成人男性のみに課され、ヒジュラ暦の年頭か年末に現金で徴収された (岩波イスラーム辞典: 435)。

23) ハラージュとは、小麦や大麦、米、ソラ豆などの穀物に対して課された地租のことである。エジプトでは、ナイルが増水して耕地が冠水すると、冠水した土地の面積に従ってその年のハラージュの額が決定された。なお、冠水しなかった非灌漑地 (sharāqī) は課税対象外であった (佐藤 1986: 305-307)。

では軍務庁の業務に関する記述から始めよう。

【p. 196】

軍務庁の業務、諸台帳が作成された理由、
そしてイスラームの時代にそれを初めて
作成した人物についての記述

軍務に関する台帳 (*diwān al-jaysh*) は、イスラームの時代において初めて作成された台帳 (*diwān*) であり²⁴⁾、ウマル・ブン・アルハッターブ²⁵⁾——神よ彼を嘉し給え——がカリフであったときにこれを作成した。一方、預言者——彼に神の祝福と平安あれ——の時代に作成されたとも言われており、それについては、ブハーリー——彼に神の慈悲あれ——が彼の言葉で「イマームのために信徒たちの名前を書くこと」の伝承を伝えたことが論拠となっている。彼は言った、「ムハンマド・ブン・ユースフ²⁶⁾が我々に語って言った、『フザイファ²⁷⁾からアブー・ワーイル²⁸⁾へ伝わり、アアマシュ²⁹⁾に伝わったことをスフヤーン³⁰⁾が我々に語ったことには、預言者——彼に神の祝福と平安あれ——は言った、「人々のうちイスラームを表明した者〔の名前〕を私に書いてくれ」と。そこで私たちは彼のために1,500の男たち〔の名〕を書いた』。また、ブハーリーはそれをイブン・アッパース³¹⁾——神よ彼ら二人を嘉し給え——からの伝承としても伝えている。彼は言った、「ある男が預言者——彼に神の祝福と平安あれ——の元に来て言った、『神の使徒よ、私はかれこれの戦役に登録しましたが、私の妻が巡礼をします』。

-
- 24) これには異説がある。チェルケス・マムルーク朝(784-922/1382-1517年)期の文書術(インシャー術)の指南書である『文書術における夜盲の黎明 *Ṣubḥ al-A'shā fī Ṣinā'at al-Inshā'*』を記したカルカシャンディー *al-Qalqashandī* (821/1418年没)は、文書庁(*Diwān al-Inshā'*)は、物事を構築する際の始点であるがゆえに、軍務庁に先んじてあったとする説をとる(*Ṣubḥ* 1: 90)。文書庁については注129を参照のこと。
- 25) ウマル・ブン・アルハッターブ *‘Umar b. al-Khaṭṭāb* (23/644年没)。メッカのクライシュ族の支族アディー家の出身。ムハンマドの教友で側近の一人。第2代正統カリフ(在位13-23/634-44年)として、征服地の拡大と軍営都市の建設、カリフ位の確立、国庫の創設、戦士の俸給制度やディーワーンの創始、政治的決定の文書化、ズィンミーの取扱いなど、政治体制の整備に努めた(岩波イスラーム辞典: 202; 新イスラーム事典: 139-142)。
- 26) ムハンマド・ブン・ユースフ *Muḥammad b. Yūsuf b. Wāqid, Abū ‘Abd Allāh, al-Firyābī* (212/827年没)。シリアのカエサリアに居住していた伝承学者。スフヤーン・サウリーの弟子として知られる(*Tahdhīb al-Kamāl* 27: 52-61)。
- 27) フザイファ *Ḥudhayfa b. al-Yamān* (36/656年没)。ムハンマドの教友であり、ウフドの戦いに父とともに参加した。大征服の後はマダーインのアミールに任命され、晩年はクーフアに居住したとされる(*Tahdhīb al-Kamāl* 25: 495-510)。
- 28) アブー・ワーイル *Abū Wā'il Shaqīq b. Salama al-Asadī al-Asadī al-Kūfī* (82/701年没)。クーフアの伝承学者(*Tahdhīb al-Kamāl* 12: 548-554)。
- 29) アアマシュ *Abū Muḥammad Sulaymān b. Mihrān al-‘Amash* (148/765年没)。伝承学者でありクルアーン説読者。ズフリー *Ibn Shihāb al-Zuhri* (124/742年没) やアナス・ブン・マールク *Anas b. Mālik* (93/711年頃没) からハディースを集めた(*EI*²: “al-‘Amash”)。
- 30) スフヤーン *Abū ‘Abd Allāh Sufyān b. Sa‘īd b. Masrūq al-Kūfī al-Thawrī* (161/778年没)。クーフア出身の高名な伝承学者。法学派の一つとして数えられるサウリー学派の名祖(*EI*²: “Sufyān al-Thawrī”)。
- 31) イブン・アッパース *Abū al-‘Abbās ‘Abd al-Allāh b. ‘Abbās* (68/687-88年没)。ムハンマドの叔父アッパースの息子であり、アッパース朝初代カリフ・サッファーフの曾祖父にあたる。ハディース学においては多くの伝承を伝える、最も権威のある教友の一人とされる(岩波イスラーム辞典: 155)。

すると「預言者は」『帰還し、あなたの妻と共に巡礼しなさい』と言った³²⁾。

ウマルの時代に台帳が作成された理由については、人々の意見には相違がある。人々は言った、「その理由は、アブー・フライラ³³⁾——神よ彼を嘉し給え——がバハレーンから財貨を携えてやって来たところ、ウマル——神よ彼を嘉し給え——は彼に『何を携えてやって来たのか』と言った。【p. 197】彼は『500,000ディルハムです』と言った。ウマルはそれを多すぎると思い、『あなたは自分が言っていることをわかっているのか』と言った。すると「アブー・フライラは」『はい、100,000の5倍です』と言った。ウマルは『それは良いのであろうか』と言った。「アブー・フライラは、」『わかりません』と答えた。するとウマル——神よ彼を嘉し給え——は説教壇に昇り、神を讃えて謝意を表した。そして言った、『人々よ、多くの財貨が我々の元にある。もしもあなたたちが望むならば、我々はあなたたちのために「それを」計ろう。もしもあなたたちが望むならば、我々はあなたたちのために「それを」数えよう』。すると一人の男が彼の元に行き、『信徒の長よ、私はかつてペルシア人たち (a‘ajim) が自分たちのために台帳を作成しているのを見たことがある。あなたも我々のために台帳を作成し給え』と言った³⁴⁾。

また別の者たちが言うには、「その理由は、ウマル——神よ彼を嘉し給え——が遠征隊を派遣したが、彼の元にはフルムザーン³⁵⁾がいた。ある人物がウマルに言った、『これはかつてあなたが財貨を与えた人々の一団です。もしもこのうちの一人が現れず、彼の持ち場を去った場合、あなたの指揮官はどのようにして「そのことを」知ることができようか。ゆえに、彼らのために台帳を作成し給え』。そこで「ウマルは」彼に台帳について尋ね、「フルムザーンは」ウマルに台帳についての説明をした³⁶⁾。

アービド・ブン・ヤフヤー³⁷⁾がハーリス・ブン・ヌファイル³⁸⁾から伝え聞いて語ったとこ

32) 以上二つのハディースについてはプハーリーの『真正集』に採録されている (ハディースⅢ: 191-192)。

33) アブー・フライラ Abū Hurayra al-Dawsī al-Yamanī (59/678 年没)。ムハンマドの教友であり、大征服後にはバフラインの総督に任じられたこともあったが、概ねメディナに居住しており、数々の伝承を伝えたことで知られる (EI²: “Abū Hurayra”)。

34) この段落は、マールディー『統治の諸規則』からの引用であり、細かな字句の異同を除いて文章はほぼ一致する (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 259; 統治の諸規則: 484-486)。

35) フルムザーン al-Hurmuzān (23/644 年没)。サーサーン朝の將軍であったが、アラブ軍の攻勢にあって降伏した後、メディナへと連行され、ウマルから安全保障を与えられたという。その後イスラームに改宗し、ペルシア関連の事柄について、ウマルの助言者となった (EI²: “al-Hurmuzān”)。

36) この段落は、マールディー『統治の諸規則』からの引用であり、細かな字句の異同を除いて文章はほぼ一致する (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 259-260; 統治の諸規則: 484-486)。

37) アービド・ブン・ヤフヤー ‘Ābid b. Yahyā については不詳。『学芸の究極の目的』刊本の注釈によると、写本ではこの人名は脱落しており、『統治の諸規則』のドイツ刊本から補ったという (*Nihāya* 8: 197 [n. 7])。ただし、この人名については、典拠となる諸テキストにおいても確定されていない。クウェート版の『統治の諸規則』の注釈によると、ムスタファー・バービー・ハラビー版ではアービド、ヒジュラ5世紀の写本ではアーイズ・ブン・ヤフヤー ‘Ā’idh b. Yahyā としているというが、本文テキストではアーミル・ブン・ヤフヤー ‘Āmir b. Yahyā とする (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 260 [n. 4])。また、マールディーの情報源となったバラズリー『諸国征服史』の刊本においてはアーイズ・ブン・ヤフヤー ‘Ā’idh b. Yahyā とされている (*Futūḥ al-Buldān*: 449)。

38) ハーリス・ブン・ヌファイル al-Ḥārith b. Nufayr については不詳。上記注と同じく、刊本の注釈によると、写本ではこの人物の名前は脱落しており、『統治の諸規則』のドイツ刊本から補ったという (*Nihāya* 8: 197 [n. 7])。この人名もまた、典拠となる諸テキストに異同がある。クウェート版の『統治の諸規則』ではハーリス・ブン・ナウファルとされており、ハーシム家出身の教友に同定されている (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 260 [n. 5])。バラズリーの刊本では「アブー・アルフワイリス Abū al-Ḥuwayrith がジュバイル・ブン・アルフワイリス・ブン・ナキーズ Jubayr b. al-Ḥuwayrith b. Naqīdh から」伝えた伝承とされている (*Futūḥ al-Buldān*: 449)。

ろによれば、ウマル——神よ彼を嘉し給え——はムスリムたちに台帳を作成することについて相談した。すると、アリー・ブン・アビー・ターリブ³⁹⁾——神よ彼を嘉し給え——は言った、「毎年あなたのところに集まる財貨を分割しなさい。その如何なる物にも手をつけぬように」と。ウスマーン・ブン・アッファーン⁴⁰⁾——神よ彼を嘉し給え——は言った、「私は人々にとって十分な財貨があるのを見た。もしも、受取った者と受取っていない者を区別できないならば、取捨がつかなくなることを私は恐れたのだ」。ハーリド・ブン・アルワリド⁴¹⁾は言った、「かつて私はシリアにいたが【p. 198】、シリアの王たちは台帳を作成し、軍人を動員しているのを見た。台帳を作成し、軍人を動員しましょう」。そこで彼〔ウマル〕は彼の進言を採用し、アキール・ブン・アビー・ターリブ⁴²⁾、マフ라마・ブン・ナウファル⁴³⁾、ジュバイル・ブン・ムトゥイム⁴⁴⁾——彼らはクライシュ族の書記官たちであった——を呼び出した。彼〔ウマル〕は言った、「家 (manāzil) ごとに人々を記録せよ」と。そこで彼らは、ハーシム家から始め、彼らを記録した。次にアブー・バクル家の人々、次にウマルとその人々が続いた。彼らは諸部族を記し、それらをカリフに近い順に記載した。そしてそれをウマル——神よ彼を嘉し給え——に提出した。ウマルがそれに目を通し、言った、「いや、これは私の望んだものではない。そうではなく、神の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——の一族で、彼に近い者から順番に始めよ。そして、ウマルを神がお置きになったように置くのだ」と。そこでアッバース——神よ彼を嘉し給え——は彼に感謝した⁴⁵⁾。これは、ヒジュラ暦 20 年ムハッラム月のことである。ヒジュラ暦 15 年のこととも言われている——神こそが最もよく知り給う——。神の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——との系譜 (nasab) の近さによって人々の順番が台帳において決定されると、次にイスラームへの改宗の時期によって俸給を割り当てた。ウマル——神よ彼を嘉し給え——がカリフであった時代に彼の下に駐在することとなる各軍隊に割り振った俸給については、神——至高たれ——が望み給うならば、「歴史の学芸」の彼の箇所後述するが、

- 39) アリー・ブン・アビー・ターリブ ‘Ali b. Abi Ṭālib (40/661 年没)。預言者ムハンマドの従兄弟であり、ムハンマドの娘ファティマと結婚し、ムハンマドと最も血縁的に近い存在となった。また、最も早くにイスラームに改宗した男性だとも言われる。第 3 代正統カリフ・ウスマーンの死後、第 4 代正統カリフとなるが、彼に従わない諸勢力との間に第 1 次内乱が勃発し、その過程で派生したハワーリジュ派の刺客によって殺害された (岩波イスラーム辞典：85-86; 新イスラーム事典：79)。
- 40) ウスマーン・ブン・アッファーン ‘Uthmān b. ‘Affān (35/656 年没)。メッカのクライシュ族の支族ウマイヤ家の出身。早くからのムハンマドの教友であり、後に第 3 代正統カリフとしてクルアーンの正典化を行ったことで知られる他、ウマルの路線を受け継いで版図の拡大と行政機構の整備を行ったが、その政策に不満を持つメディナの人々によって殺害された (岩波イスラーム辞典：196; 新イスラーム事典：136)。
- 41) ハーリド・ブン・アルワリド Khālid b. al-Walid (21/642 年没)。ムハンマド死後に生じたリッダ戦争、また大征服に際して活躍した軍司令官。長らくムハンマドと対立する陣営にいたが、後に改宗してムハンマドに帰順した。大征服においてはイラク征服に従事した後、シリア方面にも転戦して勝利を収め、後世において「神の剣」と称されるようになった (岩波イスラーム辞典：786)。
- 42) アキール・ブン・アビー・ターリブ ‘Aqīl b. Abi Ṭālib (50/670 年頃没)。アリーの兄でクライシュ族の中でも様々な知識を備えていたという (EI²: “Akil b. Abi Ṭālib”)。
- 43) マフ라마・ブン・ナウファル Makhrama b. Nawfal (54/673-674 年没)。メッカ征服に際してイスラームに改宗し、系譜に詳しい教友としてムアウウィヤの治世まで生き、メディナにおいて死亡した (al-A‘lām 7: 193)。
- 44) ジュバイル・ブン・ムトゥイム Jubayr b. Muṭ‘im (59/678-679 年頃没)。クライシュ族の出身で、系譜に詳しい教友の一人 (al-A‘lām 2: 112)。
- 45) この段落の以上の部分は、マーワルディー『統治の諸規則』からの引用であり、文章はほぼ一致する (al-Ahkām al-Sultāniya: 260; 統治の諸規則：485-486)。マーワルディーが依拠した情報は明示されていないが、バラズリーが著した『諸国征服史』(Futūḥ al-Buldān: 449; 諸国征服史 3: 102-103) であろう。

それは17巻である。というわけで、これが軍務に関わる台帳を作成した理由であった。

財務に関わる諸台帳 (Dawāwin al-Amwāl) について。それは、イスラームの到来後も、シリアとイラクにおいてはそれ以前に行われていたものに基づいていた。ローマ人の諸国 (al-Rūm) の一つであったことからシリアの台帳はギリシア語で、【p. 199】ペルシア人の諸国の一州であったことからイラクの台帳はペルシア語で管理されていた。この二つの地域では、アブド・アルマリク・ブン・マルワーン⁴⁶⁾の時代までそのように「台帳の管理が」行なわれていたが、ヒジュラ暦81年にシリアの台帳「言語」はアラビア語に書き換えられた。その理由は、マダーイニー⁴⁷⁾の話によると以下のようなものである。アブド・アルマリクのディーワーンにいた、あるギリシア語書記官が、インクつぼに水が必要となったとき、インクつぼに小便をした。そのことがアブド・アルマリクに知らされ、彼はその書記官を罰し、スライマーン・ブン・サアド⁴⁸⁾に台帳をアラビア語に書き換えるよう命じた。そこで、スライマーンは自分に1年間ヨルダンのハラージュ〔業務〕を委ねるように頼んだ。それでアブド・アルマリクは彼をヨルダンに派遣した。同地のハラージュは180,000ディーナールであった。台帳「の編纂」とその翻訳が終わるまで1年もかからなかった。彼はそれを携えてアブド・アルマリクのもとにやってきた。彼が書記官のサルジューン⁴⁹⁾を呼んで、それを見せると、彼は悲しみ、悲嘆にくれて去った。そして、ギリシア語書記官の一団がサルジューンと出会うと、サルジューンは彼らに言った、「この技術以外に生計を立てる道を探せ。神はあなたたちからそれを切り離したのだ」と⁵⁰⁾。

イラクの台帳について。それをアラビア語に書き換えた理由は以下の通りである。ハッジャージュ・ブン・ユースフ⁵¹⁾の書記は、ザーダーン・ファッルーフ⁵²⁾であった。彼のもとにはサー

46) アブド・アルマリク・ブン・マルワーン ‘Abd al-Malik b. Marwān (86/705年没)。ウマイヤ朝第5代カリフ。第2次内乱を平定した後、行政のアラビア語化などを初めとして様々な改革を行ったことで知られる(岩波イスラーム辞典:51; 新イスラーム事典:61)。

47) マダーイニー ‘Alī b. Muḥammad, Abū al-Ḥasan al-Madā’īnī (210-20/830-40年代没)。アッバース朝初期の歴史家。マウラーの出身であり、バグダードにて膨大な量の著作を著したが、そのほとんどは単一の書物の形では残っておらず、後世の歴史書等の中に引用されている(ET²: “al-Madā’īnī”)。

48) スライマーン・ブン・サアド Sulaymān b. Sa’d (105/723-24年頃没)。クダア族の一支族フシャイン(Khushayn)族のマウラーで、アブド・アルマリク、ワリード、スライマーン、ウマル2世など歴代のカリフに書記として仕えた(Tā’rikh Madīnat Dimashq 22: 317-321; al-Wuzarā’: 40)。

49) サルジューン Sarjūn b. Maṣūf al-Rūmī, あるいは Sarḥūn と書かれることもある(690年代没)。もとはキリスト教の家系で、ダマスカスのヨハネスの父親であり、ムアーウィヤ、ヤズィード、アブド・アルマリクなどのウマイヤ朝カリフに書記として仕えて、アブド・アルマリクの時代には税務庁(Diwān al-Kharāj)の記録を任されたと言われる(Tā’rikh Madīnat Dimashq 20: 161; al-Wuzarā’: 26, 31; cf. 太田: 2006)。

50) 以上のシリアにおける言語の変更に関する逸話は、マールワディー『統治の諸規則』からの引用であり、文章はほぼ一致する(al-Ahkām al-Sultāniya: 264-265; 統治の諸規則: 491-493)。マールワディーが依拠した情報は明示されていないが、バラズリーが著した『諸国征服史』(Futūḥ al-Buldān: 193; 諸国征服史 1: 379-380)であろう。

51) ハッジャージュ・ブン・ユースフ al-Hajjāj b. Yūsuf (95/714年没)。ウマイヤ朝第5代カリフであるアブド・アルマリクのもとでイラク総督を務めた人物(ET², “al-Ḥadjjāj”)。

52) ザーダーン・ファッルーフ Zādhān Farrūkh (82/701-02年没)。ウマイヤ朝のイラク総督に仕えたペルシア人書記官。人名録などではハディース伝承者としても名前が挙げられる(Tā’rikh Khalīfa: 288, 308; al-Wāfi 14: 110)。

リフ・ブン・アブド・アッラフマーン⁵³⁾がおり、アラビア語とペルシア語を書いていた。ザーダーン・ファッルーフはハッジャージュのもとへ彼を伴って行ったところ、彼はハッジャージュに気に入られた。サーリフはザーダーン・ファッルーフに「ハッジャージュは私を気に入ったようだ。あなたよりも私を優先するとは思わないが」と、言った。すると彼は言った、「そのようなことを考えるな。私が彼を必要としているより、彼は私を必要としている。というのも、彼は私以外に十分に計算を行うことができる者を知らないからだ」と。サーリフは彼に言った、「神かけて、もし私がその計算をアラビア語〔で行えるよう〕に変えようと思えば、私にはできる」と。彼は言った、「それを紙一枚か、あるいは一行でも私が見られるように変えてみよ」と。それで彼はそれを行った。その後、アブド・アッラフマーン・ブン・アルアシュアス⁵⁴⁾との戦いでザーダーン・ファッルーフが殺された。それで【p. 200】ハッジャージュはサーリフを彼の代わりに据えた。サーリフはハッジャージュに、自分とザーダーン・ファッルーフとのやりとりを語った。そこでハッジャージュは台帳を翻訳するように命じた。彼はそれに応じて、一定の期間を決めてアラビア語に翻訳した。ザーダーン・ファッルーフの息子であるマルダーンシャーがそれを知ると、サーリフに 100,000 ディルハムを与えて、翻訳は不可能であるとハッジャージュに対して示すよう促した。しかしサーリフはそれを聞き入れずに、マルダーンシャーに言った、「私がペルシア語の根を切ったように、神がこの世からあなたの根を切り給いますように」と。

マルワーン⁵⁵⁾の書記であるアブド・アルハミード・ブン・ヤフヤー⁵⁶⁾が言った、「サーリフが達成したことは神のおかげである。書記官たちに対する彼の贈り物のなんと偉大なことかと⁵⁷⁾」。

以上が諸台帳の書き換えの契機として語られたことである。それでは軍務庁のこととその官吏にとって必要となることに戻るとしよう。

我々の時代に定められた軍務庁の書記官が 必要とする基本事項についての記述

軍務庁の書記官は以下のことを必要とする。まず、イクター⁵⁸⁾、現金給 (nuqūd)、現物給

-
- 53) サーリフ・ブン・アブド・アッラフマーン Ṣāliḥ b. ‘Abd al-Raḥmān (103/721–2 年没)。征服期にスィジスターンで捕えられ、その後マウラーとなってアラビア語とペルシア語の双方に通じる書記官となってウマイヤ朝のイラク総督たちに仕えた。後には税務の枢要を占めるようになったというが、ヤズィード 3 世治世下のイラク総督ウマル・ブン・フバイラによって殺害された (*Ta’rikh Madīnat Dimashq* 23: 343–345)。
- 54) アブド・アッラフマーン・ブン・アルアシュアス ‘Abd al-Raḥmān b. al-Ash’ath (85/704 年頃没)。イラク総督ハッジャージュに対して反乱を起こした人物 (*EI*²: “Ibn al-Ash’ath”)。
- 55) ウマイヤ朝第 14 代カリフであるマルワーン・ブン・ムハンマド (マルワーン 2 世) のこと。
- 56) アブド・アルハミード・ブン・ヤフヤー ‘Abd al-Ḥamīd b. Yaḥyā (132/750 年没?)。ウマイヤ朝末期にカリフに仕えた書記。名文をもって知られる (*EI*²: “Abd al-Ḥamīd”)。
- 57) 以上のペルシアにおける言語の変更に関する逸話は、マールディー『統治の諸規則』からの引用であり、文章はほぼ一致する (*al-Aḥkām al-Sultāniya*: 265–266; 統治の諸規則: 492–493)。マールディーが依拠した情報は明示されていないが、バラズリーが著した『諸国征服史』(*Futūḥ al-Budān*: 300–301; 諸国征服史 1: 187–188) であろう。
- 58) イクター (iqṭā‘) とは、スルターンから授与された分与地、あるいはそこからの徴税権のことである。王朝の領域内の土地をイクターとして軍人支配層に授与するイクター制は、アイユーブ朝期にサラディン Salāḥ al-Dīn Yūsuf b. Ayyūb (在位 564–89/1169–93 年) によってエジプトに導入された。マムルーク朝では、ナースィル・ムハンマド al-Nāṣir Muḥammad (在位 693–94, 698–708, /

(makilāt) を保有する者の名前 (asmā', 単数形 ism)⁵⁹⁾ を整理する。それは様々な職階ごとのアミール⁶⁰⁾, スルターンのマムルーク軍団⁶¹⁾, ハルカ騎士団⁶²⁾, トゥルクマーン⁶³⁾ やアラブ部族⁶⁴⁾ のアミールである。彼らの名前を確認できるように, [それらが] アルファベット順に並べられた帳簿 (jarida) を作成する。[その帳簿には, まずその人物の] 名前と, アミール位もしくは軍人の位が始まった年を太陰暦で記す。それは, 記載されたもの, すなわち, ハラージュ暦⁶⁵⁾ [に基づいて徴収される] 穀物を彼が受領するためである。それから, そのイクターが誰からその人物の元に移動したかを記す。【p. 201】そして, 各々の名前に対応するよ

- ↗ 709-41/1294-95, 1299-1309, 1309-40年) がナースィル検地を通じて制度の体系化を促進し, 軍人の職階や官職に準じたイクター授与システムを構築した。イスラーム王朝におけるイクター制の始まりと展開の概略については, 佐藤 1986: 1-20; Sato 1997: 1-17 を, ナースィル・ムハンマド治世におけるイクター制の改革については, 佐藤 1986: 211-260; Sato 1997: 124-161 を参照。
- 59) マムルークの人名表記は, 称号であるラカブと, 名前であるイスマ, そして由来名であるニスバからなる。マムルークのラカブは, 「宗教の剣」を意味する Sayf al-Dīn などが好まれ, ニスバは所属する軍団名を表した。マムルークの人名表記についての詳細は, Ayalon 1975 を参照。
- 60) アミール (amīr) とは, 軍隊長のこと。マムルーク朝の軍人の職階 (imra) には, 下位から, 十騎長 (amīr 'ashara), 四十騎長 (amīr arba'in/amīr ṭablkhāna), 百騎長 (amīr mi'a muqaddam alf) があり, アミールとはその職階にある者のことである。その名の示す通り, 十騎長であれば, 戦時に十騎の騎兵を伴って出陣する義務があった。そのため, アミールは職階と官職に応じたイクターを授受し, そこからの収入で配下の騎士を養った (Ayalon 1953b: 467-471)。
- 61) スルターン直属のマムルーク軍団 (mamālik sulṭāniya) は, 現職のスルターンが直接購入して養成したマムルーク (mushtarawāt, ajlāb または julbān と呼ばれた) を中心として, その他の主人に仕えていたマムルーク (mustakhdamūn) を加えて編成された。その他の主人に仕えたマムルークには, 前スルターンのマムルーク軍団 (mamālik al-salāṭin al-mutaqaddima, qarāniṣ または qarāniṣa と呼ばれた) と, 死去したまたは解任されたアミールのマムルーク (sayfiya) がいた。スルターン直属のマムルーク軍団は特別な訓練を受けたエリート軍人の集団であり, マムルーク朝の兵制の中核をなす軍隊であった。一部の例外の除き, 首都カイロの城砦に駐屯した (Ayalon 1953a: 204-206)。
- 62) ハルカ騎士団 (ajnād al-ḥalqa) とは, アウラード・アンナース (awlād al-nās) と呼ばれるマムルークの子孫などの非マムルーク軍人によって構成される軍団である。ハルカ騎士団はアイユーブ朝期のサラディンの時代に存在が確認されており, 当時はエリート軍人によって構成されるサラディンの親衛隊であったと考えられている。同騎士団はマムルーク朝にも引き継がれ, マムルーク朝初期には, 対モンゴル遠征 (680/1281) の際に主力として戦いに参加するなど, その地位を保持していた。しかし, ナースィル検地におけるイクターの再配分を経て, マムルーク軍人の優位が確立され, ハルカ騎士団は重要性を失った (Ayalon 1953b: 448-451; Levani 2011: 37-64)。
- 63) トゥルクマーン (turkmān) とは, 「トゥルクに似た者」の意で, トルコ系諸族の内, 主にイスラームに改宗したオグズ系集団を指す呼称である。アラル海・シルダリア流域からその北方にかけて居住していたが, 10世紀頃からイスラームに改宗してイラン・イラク方面に進出し, 11世紀後半にはアナトリア・シリア・北アフリカにも到達した。遊牧・略奪を生業とする一方で, アナトリア移住の過程では定住化が進んだ (岩波イスラーム辞典: 675; 護 1964: 160-173)。「トゥルクマーンのアミール」は, マムルーク朝に服従したトゥルクマーン系部族の指導者を指す。これらの部族はガザからディヤルバクルにかけて居住し, イクターを与えられる代わりに馬の供出が義務づけられていた (高貴なる用語 4: 65; Ayalon 1954: 72)。
- 64) 「アラブ」とはアラビア語で遊牧民を意味する語であるが, 歴史的にはアラビア半島に起源を持ち, 後に西アジアやアフリカに進出した人々を指す。ここでの「アラブ部族 ('urbān) のアミール」はスルターンによって任命された, アラブ系の部族集団から成る非正規部隊の長を指す。『文書術における夜盲の黎明』によれば, これらはクース県, ウシュムーナイン県, バフナサー県, シャルキーヤ県, ミヌーフィーヤ県, ガルビーヤ県, ブハイラ県, バルカ県に置かれ, それぞれ特定の家系がアミール位を保持していた (Ṣubḥ 4: 67-72; Baqli 1983: 43-44)。
- 65) ハラージュ暦 (al-sana al-kharājiya) とは, コプト暦に対応した太陽暦であり, 1年の開始日がグレゴリウス暦の9月11日にあたる。太陰暦であるヒジュラ暦の1年は太陽暦であるハラージュ暦に比べておよそ33分の1短い。この差を調整するために, ヒジュラ暦で33年毎にハラージュ暦での会計を1年分繰り上げる操作 (タフウィール) を行った (Rabie 1972: 133)。

うにその人物のイクターのイブラ⁶⁶⁾を、分かりにくいように記号 (ramz) を用いて書き記す。ハルカ騎士の「名前の」ところには、その隊長を示す。また、トゥルクマーンとベドウィン⁶⁷⁾の名前のところには、その人物がスルターンの厩舎や宿駅に提供した馬やラクダを「明記し」、エジプトのアラブ部族の「名前の」ところには、イクターと引き換えに課せられた進呈品、宿駅における駅馬 (khayl al-barid)⁶⁸⁾の提供、その他穀物の輸送など、彼ら名義のイクターを授与する際に彼らに課されること、その他慣例に従ったことを明記する。もしもある者が、同じ職にありながら、あるイクターから別のイクターに移動した場合⁶⁹⁾は、その人物の移動前のイクターの下に、次のように書く：「そして某日付のイクター授与証 (manshūr)⁷⁰⁾に拠れば、[彼は] 別のイクターへ移動した。別のイクターへと移動となった者、もしくは死亡した者、もしくは解任された者、もしくはその他の者から「引き継いで」。移動前のイクターにおいて、[イクターからの収入が] 計算に従うもの⁷¹⁾である場合は、このように書く：「計算に従って」。そして移動前のイクターの期間を確定する。一方、[イクターからの収入が] 穀物あるいは穀物を原料とするものの受領による場合は、そのことを明記し、移動前のイクターからの取り分を精算する必要がある。このような会計は、大抵、アミールや軍人が死亡した後や、離職している間に行われる。継続して職務に就いている場合、つまりある職務の後に別の職務が続く場合の会計の「内容の」書き方は、イクター授与証の日付と離職ないし異動の日付を併記し、それによって「日数の」合計を確定し、職務の対価について彼が有する権利を決定する。その上で、彼がすでに徴収した穀物を見て、それらを合算するのであるが、もし彼が徴収したものが職務と同等のものであれば、彼に「足される」ものもなく、彼に対して課されるものもない。しか

66) イブラ ('ibra) とは、イクターの税収高のことである。現物納の場合には、現金換算され、数年間の平均をとって現金表示された。この際の単位には、ディーナール・ジャイシー (dīnār jayshī) という特別な単位が用いられた (佐藤 1986: 226)。

67) ベドウィンとは、アラビア語で砂漠の住民を意味する「バダウィー (badawī)」が転化したもので、元来は都市民を意味する「ハダリー (hadārī)」の対立概念として用いられた。アラブ系集団のうち、砂漠もしくは荒地に居住し、主に遊牧を生業とするものを指す。一般にアラビア語を母語とし、父系出自に基づく部族社会を形成し、軍事力・交易活動等によって多様な役割を果たした (岩波イスラーム辞典: 871-872; 新イスラーム事典: 438)。

68) バリード (barid) とは、主要な街道沿いに厩舎をおき、馬やラクダを配して公用の交通機関としたもの。スルターン・バイバルス 1 世 al-Zāhir Baybars (在位 658-76/1260-77 年) が即位した翌 659/1261 年にエジプトとシリアを結ぶバリード網の整備に着手し、各駅舎には、駅馬 (khayl al-barid)、その管理人 (suwās), および馬引き (sawwāq) が配備された。また、バリードの管理者を al-baridī と呼ぶ。カイロとダマスカスを 4 日間、カイロとアレクサンドリア間を 2 日間、カイロとクースの間を 4 日間であつなぎ、週に 2 度、各地からの情報がカイロのスルターンのもとに届けられ、地方の動向を把握する中央集権的な体制の確立をはかった。バリードに配備された馬は周辺のアラブ部族に提供が課せられた。また、緊急の伝令の際には伝書鳩 (hamām al-rasā'il) が用いられた (佐藤 1986: 189, 242; Sato 1997: 98-99, 242)。

69) 通常、イクターは特定の官職や職階と一揃いで授与され、職階が上がる、あるいは官職が異動となれば、イクターも移動となった (熊倉 2019: 140-143)。一方、あるイクターの保有者が死亡するなどして、急な欠員が生じた場合は、他の者を異動させて欠員を埋める措置をとったと考えられる。ここで説明されているのはそのような状況についてであると解釈できる。

70) manshūr は元来、文書行政上、封印されていない文書を意味した (Stern 1964: 85-90, 116)。マムルーク朝の文書行政において manshūr は、概ねイクター授与の際に発行される授与証を指す (Subh 8: 158; Amin 1983: 8; Bauden 2004: 69)。一方、のちに見るように現金や現物を授与する際にも発行されていることがわかる。

71) 計算に従う ('alā siyāqati-hi) ものとは、つまり現金で受領するものを意味する。この文言は、オスマン朝時代の土地調査台帳『ハラージュ暦 933/1527-8 年の土地調査台帳 *Daftar al-Tarbi'*』にも見られ、現物を現金に換算して書き表す際の冒頭に記されている (Reg. 3001-000115)。

し、彼が徴収したものが職務の期間〔分〕よりも多い場合は、超過した分を返納させる。一方、職務〔の期間分〕の方が徴収したものよりも多い場合は、充足させるものを彼に与える。概ね、慣習として、イクター保有者が持つ権利から1年につき11日と4分の1日分が控除されている。これは、太陽暦の年と太陰暦の年の間に生じる差である。そして残ったものを彼に対して明らかにし、【p. 202】余剰分に相当するものを彼に与える。これについては、ときに寛容に扱われたこともあるが⁷²⁾。この帳簿は『軍務帳簿 *al-Jarida al-Jayshīya*』と名づけられている。

また、〔軍務庁の書記官は〕『イクター帳簿 *Jaridat Iqtā'*』を別冊として編纂する必要がある。その書き方は以下の通りである。まず、行政県（‘amal）⁷³⁾ ごとに分け、その県〔に属する〕行政村（bilād）、村落（ḍiyā’）、枝村（kufūr）、自然村（qurā）⁷⁴⁾、島（jazā’ir）、河岸段丘（jurūf）、太陰暦〔で徴収する〕財源（jihāt al-hilālī）と人頭税（jawālī）、その他に目印となるもの、〔四方の〕境界、明らかな財源とスルターンから下賜された土地（budhūl）⁷⁵⁾、その場所に付随する一連のものを順番に記す。次に、軍務庁の〔管理する〕行政村ごとにイブラと昨年度末にまとめられた実収の状況を記す。シリアの場合であれば、軍務庁のイブラと3年間のその村の実収を記す。その3年間とは、新芽の年（mubqila）、中間の年（mutawassīta）、不毛の年（mujdiba）である⁷⁶⁾。そして各々の財源に対応するように、イクター保有者の名前と、各々の名義となっているものを『軍務帳簿』から転記する。これにより、書記官にとってイクターが徴税区（nawāḥī）とその他の財源のすべてを含むか否かが明記されることとなり、残りの保有者不在の土地（maḥlūlāt）⁷⁷⁾ が明確となる。あるイクター保有者が他のイクターへ

72) この部分は、先の「概ね～控除されている」の部分に対応している。つまり、太陽暦と太陰暦の1年の差に相当する分を補填されずに済まされることもあったことを示唆していると考えられる。

73) アマル（‘amal）は、マムルーク朝時代にエジプトの地方行政区画（県）を示す用語。エジプトの地方行政区画を示す用語は、初期イスラーム時代には、クーラ（kūra、複数形 kuwar）が用いられたが、後にアマルに変更され、クーラはアマルを構成するさらに下位の行政区分とされた。これらの地方行政区分が変更された時期についてはファーティマ朝時代のカリフ・ムスタンスィル al-Mustansīr bi-Allāh（在位 427-87/1036-94年）の治世末期に導入されたとする説と、マムルーク朝時代のナースィル検地の境に変更されたとする説がある。オスマン朝時代に入ると、エジプトの地方行政区画はアマルからウィラーヤ（wilāya）に、さらにムハンマド・アリー治世の1241/1826年にマアムリーヤ（ma’ mūrīya）、1249/1833年にムディーリーヤ（mudīriya）へと区画の改変とともに改称された（Ramzi 1994, 1: 28-34; Ḥasan 1967: 232-236）。

74) バラド（balad、複数形 bilād）はイクター制が整備された後は、年間のイブラが計算される単位である。すなわちバラドは支配機構の末端単位をなしていたのであり、いわば行政的な「むら」であったといえる。カルヤ（qarya、複数形 qurā）はバラドが行政村として用いられることが多いのに対し、自然村的な意味合いで用いられるのが普通であるが、バラドと同じ意味で用いられることもあり、両者の区別は必ずしも厳密ではない。ダイア（ḍay’a、複数形 ḍiyā’）は初期イスラーム時代以来、私領地の意味に用いられてきたが、10世紀以降になると私有地（milk）の概念が次第に明確となり、それにつれて私領地よりも村落一般を意味するようになった。ここで挙げられている単語の語義的な相違については、佐藤 1986: 289-291; Sato 1997: 179-180 を参照。

75) 校訂者によれば、これは badhl の複数形であり、スルターンが下賜したイクターなどを意味する（*Nihāya* 8: 301 [n. 1], 306）。

76) 昨年度の実収のみを記載するエジプトの場合と異なり、シリアの場合は、3年間の実収を記載することがここで説明されている。アッパース朝期の宰相アリー・ブン・イーサー（307/920年没）によれば、イブラは、豊作の年の実収と不作の年の実収の2年間の実収の平均をとって算出されたという（Qantaqji 2002-2003: 126-127）。3年か2年かの違いはあるものの、考え方としては、アッパース朝期のイブラの算出方法を踏襲しているものと見られる。したがって、新芽の年、中間の年、不毛の年というのは、実収の程度を表す表現と考えられる。

77) maḥlūl は、オスマン朝の行政用語では「空いている」を意味し、台帳などで前保有者の死亡、解雇、異動により保有者がいない状態の土地や官職などを指す（*ET*²: “Maḥlūl”）。maḥlūlāt も同様

移動したならば、[移動先の] イクターの箇所にその人物 [の名前] を速やかに転記する。それは、誤りや相違が生じないようにするためである。

【p. 203】[軍務庁の書記官は、] 徴税区やその他の財源 (mu‘āmalāt)⁷⁸⁾ や諸地域 (burūr)⁷⁹⁾ の官吏たちと、3年ごとの軍務庁の調査 (kushūf jayshīya) を求めて契約する必要がある。そして、その調査 [結果] を軍務庁の書記官の元にあるものに転記する。これにより、彼の元でイブラが明記されることとなり、調査によって確認された増加分や減少分が明確となる⁸⁰⁾。

そして、[軍務庁の書記官は] 現金給と現物給の受給者の名前に特化した第3の帳簿を別冊として編纂する必要がある。それは、毎年各人に現金と現物を支給するために行う。この支給については、授与証 (manshūr)⁸¹⁾、給与と財源に関する慣習、あるいは、もしもあれば財務のペンによって定められたもの⁸²⁾に従う。そして、各々の受給者に対して支給を行った際には、その日付を、受給者の名前に対応するように記載する。これにより、書記官にとって彼らの受給日が確実なものとなり、重複や誤りから免れることができる。この帳簿は『軍務帳簿』から分枝するものであり、書記官は『軍務帳簿』からその帳簿を別冊として編纂するのである。

【軍務庁の書記官は、] スルターンのハルカ騎士団については、各々の集団を、優良なイクターを保有する名士たちの中でも特にその名が知られた隊長の下に置き、彼らの住居や居場所を知る執達吏 (naqīb)⁸³⁾ を配する必要がある。[隊長は] ハルカ騎士たちが求められれば彼らを召集し、またそのうちの一人が求められれば、その者を出頭させる。その隊長は、ハルカ騎士隊長⁸⁴⁾ と呼ばれる。【p. 204】四十騎長⁸⁵⁾ や十騎長⁸⁶⁾、ハルカ騎士隊長、また、彼らに連なる者

↗ の意味で解釈することが可能であり、すなわち保有者がいる財源とそうでない財源を区別することを意味していると考えられる。

78) 校訂者はこの語を「徴税区やその他財源」と解釈しており、それに従い訳出した (*Nihāya* 8: 281 [n. 3], 307)。

79) 校訂者はこの語を意味不明としているが (*Nihāya* 8: 203 [n. 1])、「陸、大陸」を意味する barr の複数形であり、エジプトの話し言葉では特に「陸 (おか) の上、安定した/安全な場所」を意味する (高野 2007: 99)。ここでは、文脈から「諸地域」と解釈し訳出した。

80) この文章から、イブラは固定的ではなく、3年ごとに実施された軍の調査の結果に基づいて更新されたことが読み取れる。また、この調査は軍務庁の書記官が地方の官吏たちと契約を結ぶことによって行われたことがわかる。このようなイブラの更新は、15世紀後半の土地記録を収録した『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝 *al-Tuhfa al-Saniya bi Asmā' al-Bilād al-Miṣriya*』や、16世紀半ばにオスマン朝によって編纂された『軍務台帳 *Daftar Jayshī*』などの実際の記録においても確認することができる (熊倉 2019: 105-126)。

81) 注 70 を参照。ここは現金給と現物給についての説明であるので、単に「授与証」とした。

82) 「財務のペンによって定められたもの」とは、財務官による付記を指すと考えられる。

83) 執達吏 (naqīb al-jaysh) とは、軍務庁に置かれた武官職であり、アミールやハルカ騎士の中からスルターンやナーイブなどが召集した人物を連れてゆき閱兵式に出席させる責務を負った。文中で説明されるように、執達吏がハルカ騎士たちの住居や居場所を知っていたのは、こうした職責のためであったと考えられる。また、マムルーク朝後期においては、この他に拘禁下にあるアミールを獄中から宮廷に連行したり、任を解かれたアミールや行政官を流刑地に連行したり、処刑が命じられたアミールなどを処刑場まで連行したりする責務を負っていた (*Subh* 4: 21; 5: 456; *Ayalon* 1954: 64-65)。

84) ハルカ騎士隊長 (muqaddam al-ḥalqa) とは、ハルカ騎士団を率いる隊長のことである。ハルカ騎士隊長は、スルターンの親衛隊 (khāṣṣakiya) や四十騎長のアミールが務めることもあったが、マムルーク朝初期から名誉職に過ぎず、その給与もアミールのそれよりかなり低額であったとされる。当初は、ハルカ騎士団には 24,000 人の定員が設けられており、戦場では 1 人のハルカ騎 ↗

たちからなるそれぞれの集団を、百騎長である大隊長 (muqaddam kabir) の下に配する。このアミールのことを、千人隊長⁸⁷⁾と呼ぶ。そしてこれらの二つの軍団⁸⁸⁾のために『軍人数帳簿 *Jarīdat 'Idda*』を作成する必要がある。それらには、千人隊長の名前と配下の軍人数を記すが、彼らの名前については詳細を省く⁸⁹⁾。そして、千人隊長の名前に対応する箇所に、彼のイクターのイブラ、彼のハーッス⁹⁰⁾、そして彼の郎党 (aṣḥāb) のためのものを記す。次に、四十騎長について、各アミール [の「名前」] と配下の軍人数、彼のイクターのイブラを、千人隊長のところで述べたように記す。そして、彼らを職階に従って順に並べる。十騎長についても同様に記す。次に、ハルカ騎士隊長について記す。まず、騎士隊長の名前と由来名 (nisba)⁹¹⁾、もし彼に従者がいればその者を、そして騎士隊長のイクターのイブラを明記する。次に、同様の

ノ 士隊長の許に 40 人の騎士が配備されることとなっていた。この情報に基づけば、ハルカ騎士隊長の数は 600 であったことになる。しかし、マムルーク朝後期の歴史家マクリーズィー (845/1442 年没) によれば、ナースィル検地実施時のハルカ騎士隊長の数は 180 であったと言う。この数の違いは、とりわけナースィル・ムハンマド治世以降のスルターンのマムルーク軍団の優遇政策とそれに呼応するハルカ騎士の没落が反映されたものと見ることができ (*Khiṭāṭ* 3: 708; *Ṣubḥ* 4: 52; Popper 1955-57: 88-89; Ayalon 1954: 71)。

85) 四十騎長 (umarā' al-ṭablkhāna) は、百騎長に次ぐ職階であり、自軍として四十騎を保有することが求められた。四十騎長を意味するダブルハーナとは、元来、楽隊を意味する語であるが、四十騎長の邸宅の門前で毎日楽隊による演奏が行なわれたことから、転じて四十騎長を意味するようになったと言われている (Ayalon 1953b: 469-470)。

86) 十騎長 (umarā' al-'asharāt) は、四十騎長に次ぐ第 3 位の職階であり、自軍として十騎を保有することが求められた (Ayalon 1953b: 470)。

87) 千人隊長 (muqaddam al-alf) は最高位のアミールであり、自軍として百騎を保有し、戦場において千人のハルカ騎士を指揮することが求められた。この職階を示す正式名称にはいくつかバリエーションがあり、「千人の上に立つ百騎のアミールの騎士」(amīr mi'at fāris muqaddam 'alā alf) はその一つであるが、史料中にこの正式名称が記されることはごく稀で、その使用例はマムルーク朝初期に限られる。通常は、「千人隊長」(muqaddam alf) や「隊長のアミール」(amīr muqaddam)、もしくは「隊長」(muqaddam) や「百騎のアミール」(amīr mi'a)、 「千人のアミール」(amīr alf) などと記され、ときとして単に「千」(alf) と略されることもあった。また、職階自体を指す用語の正式名称「百騎のアミール位にして千人の隊長」(imrat mi'a wa-taqdimat alf) や「百騎のアミール位」(imrat mi'a) が史料中に記されることもきわめて稀で、通常はその略称である「千人を擁する」(taqdimat alf)、もしくは「擁する」(taqdimā) と記された (Ayalon 1953b: 467-468)。ナースィル検地 (713-25/1313-25 年) によって、エジプトの千人隊長の数は 24 人に定められたが、スルターン・バルクーク al-Zāhir Barqūq (在位 784-791, 792-801/1382-89, 1390-99 年) の治世までにその人員は削減された。ナースィル・ムハンマドの没後、国有地の流出とスルターンのマムルーク軍団への各種支給の増加に伴い、王朝財政は破綻の危機に直面していたが、バルクークはこの危機を開閉するために、折を見て千人隊長を含むアミールたちのイクターを接収し、それを財源としてスルターンのマムルーク軍団への各種支給に特化したムフラド庁 (al-Diwan al-Mufrad) を創設した。これにより、バルクークはマムルークたちへの各種支給を確実なものとすると同時に、直属のマムルーク軍団を核とする軍備の増強に努めた (*Ṣubḥ* 4:14; Ayalon 1953b: 467-469)。ムフラド庁の創設については、五十嵐 2011: 37-66 (特に 49-56) ; Igarashi 2006: 117-140 (esp. 127-132) を参照。

88) ハルカ騎士隊長をトップとするハルカ騎士団と千人隊長をトップとするマムルークたちの軍団のことを指している。

89) ここでは、その後に「彼らの名前については詳細を省く」とあることから、ラカブやニスバを省略しイスマのみを書くものと解釈した。

90) ハーッス (khāṣṣ) とは、一般人 ('amm) の対概念としての貴顕の人々や支配者の側近、また私有物を意味する語である。ここでは後者の意味で用いられている。私有物としてのハーッスとは、イクターがその収入を配下の軍人に分け与えることなく、すべてを取得することができる取り分を意味する。マムルーク朝初期において、アミールはイクター収入の 3 分の 2 を配下の軍人に分配し、残り 3 分の 1 を自らのハーッスとしていた (佐藤 1986: 168, 126-127)。

91) 注 59 を参照のこと。

書式で、彼の下に配属されるハルカ騎士を記し、彼らを職階に従って並べるのであるが、旗下 (taqdimā) ごとに騎士隊長の名前から始め、執達吏の名前で締めくくる。これにより、騎士隊長にとって、配下の騎士の召集が容易になり、彼は執達吏を通じて騎士たちを召集することができる⁹²⁾。もし、アミールや騎士が千人隊長やハルカ騎士隊長の下から異動して、別の隊長の下に配属された場合、その者をただちに「帳簿の上でも」移動する。それは書記官にとって彼らの状況が混乱し、彼らの事柄が不明瞭にならないようにするためである。同様に、スルターンのマムルーク軍団についても、それぞれの集団を彼らの上位者の中から選ばれる隊長⁹³⁾の下に配する。そして、彼らのうち、職掌を持つものを明確にする。[職掌とは、すなわち、]武器持ち職⁹⁴⁾、短槍持ち職 (harbadāriya)、槍持ち職 (rumḥdāriya)、棍棒持ち職 (jumaqdāriya)、鎧持ち職 (zardkāshiya)、【p. 205】弩持ち職⁹⁵⁾、ならびに、給仕方職⁹⁶⁾、衣装方職⁹⁷⁾、金庫番職⁹⁸⁾、番人 (ḥurrās)、サンダル持ち職⁹⁹⁾ などである。各軍団の各々の集団は、軍団全体から選出された者の下に配する。そして、各軍団の数を集計し、彼らの中で最も理想的な人物¹⁰⁰⁾を彼らに先だてて書く。現金給与¹⁰¹⁾の受給者である訓練中のマムルークたち¹⁰²⁾については、宦官 (ṭawāshiya) がその指揮官を務める兵舎¹⁰³⁾ごとに彼らの集団を配する。【p. 206】ブル

92) 実例として、767/1365年のキプロス十字軍がアレクサンドリアに侵攻した際には、執達吏を通じてハルカ騎士団が招集されている (*Suluk* 3: 114)。

93) ナースィル・ムハンマドによって実施された検地の際に作成された715/1315年の記録によれば、2,000人のスルターンのマムルーク軍団に対して、40人の隊長 (muqaddam) がいたことがわかる。つまり、この当時は、一部隊50人の編成であった (*Ayalon* 1953a: 205-206)。

94) 武器持ち職 (silāḥdāriya) は武器を運ぶ責務を負い、武器部に関する事柄を統括した (*Ṣubḥ* 5: 462)。

95) 弩持ち職 (bunduqdāriya) は弩を運ぶ責務を負った弩持ち (bunduqdār) を統括した (*Ṣubḥ* 5: 458)。

96) 給仕方職 (suqā) は食膳の準備や飲食の給仕に責務を負った給仕方 (sāqī) を統括した (*Ṣubḥ* 5: 454)。

97) 衣装方職 (jamadāriya) は衣装に責務を負った衣装方 (jamadār) を統括した (*Ṣubḥ* 5: 459)。

98) 金庫番職 (khazandāriya) は宝庫に責務を負った金庫番 (khāzindār) を統括した (*Ṣubḥ* 5: 462)。

99) サンダル持ち職 (bashmaqđāriya) はサンダルを運ぶ責務を負ったサンダル持ち (bashmaqđār) を統括した (*Ṣubḥ* 5: 459)。

100) 「最も理想的な人物」と訳出した箇所の原語は *amthal*。これが具体的に誰を指すのかについては文章では明らかでないが、『軍人数帳簿』のここまでの記録内容がスルターン軍の総戦力を把握するためのものであると考えられ、そこから、職階や経験、軍事的能力などにおいて秀で、実際に戦場で軍隊を指揮する人物を指していると見られる。そのような人物は、必ずしも特定の官職にある者ということではなく、時代や趨勢によって変化したと考えられ、このような書き方で表現したものと解釈した。

101) 現金給与 (jāmakiya, 複数形 *jawāmik, jāmakiyāt*) は、スルターンのマムルークたちに毎月支給された。アヤロンによれば、バフリー朝 (648-784/1250-1382) におけるスルターンのマムルークの給与体系についての情報は、極めて少ない上、遠征前や新スルターンの即位時に支給された特別手当 (*nafaqa*) にほぼ限られると言う。その要因として、バフリー朝期は経済的な安定を享受しており、スルターンのマムルークたちへの各種手当の支給は比較的円滑であったため、当該期の著述家の関心を惹くことがなかったことを指摘する。スルターンのマムルークたちに支給された各種手当として、他に飼菜 (*‘aliq*)、食肉 (*lahm*)、被服費 (*kiswa*) などがある (*Ayalon* 1957: 49; *Ayalon* 1958: 276-279)。

102) 訓練中のマムルークたち (*al-mamālik al-kuttābiya*) とは、軍事教練施設で教育・訓練を受けている奴隷身分のマムルークのことである。スルターンによって購入された青少年マムルークは、軍事教練施設に入学し、そこで教養 (*adab*) と騎士道 (*furūsiya*) を習得した。学習課程を終えたマムルークは奴隷身分から解放され、スルターンのマムルーク軍団に編入された (*Ayalon* 1953a: 208-209; 佐藤 1991: 125-129)。

103) 兵舎 (*ṭabaqa*, 複数形 *ṭibāq, aṭbāq*) とは、スルターンが購入したマムルークたちのための軍

ジー・マムルーク軍団¹⁰⁴⁾は、彼らの居住地 (masākin) と指揮官の下に配する。バフリー・マムルーク軍団¹⁰⁵⁾は、彼らの拠点 (marākiz) と指揮官の下に配する。厩舎に駐留している軍馬教練係たち¹⁰⁶⁾を、宦官の指揮官の下に配する。そして、残りのスルターンのマムルーク軍団は大指揮官 (muqaddam-hum al-kabīr) の下に置くが、大抵、その大指揮官はアミール位にある宦官たちの中からみ選ばれる¹⁰⁷⁾。

〔軍務庁の書記官は、〕右翼のアミールたち (umarā' al-maymana) の名前と左翼のアミールたち (umarā' al-maysara) の名前、そして中軍 (qalb al-jaysh) の前の部隊¹⁰⁸⁾——すなわち前衛——の〔アミールたちの〕名前を収録した別の書類 (awraq)¹⁰⁹⁾も同様に必要とする。この書類は、千人隊長の配下の者をのぞき、千人隊長に関する記録のみで充分とされる要覧である。

この書類には別の書類が続き、[そこには] 狩りと遠乗り、そしてポロ競技のために馬術競技場 (mayādīn, 単数形 maydān), またはその他の目的でスルターンの乗馬に同伴することを慣習とするアミールたちの名前が含まれる。以上が、アミール、およびスルターンのマムルーク、そしてハルカ騎士に関して〔記録上〕必要とするものである。

アミールの軍人たちについて¹¹⁰⁾。軍務庁の官吏はそれぞれの〔アミールの〕ディーワーン¹¹¹⁾に対し、各アミールの軍人の数に関する書類を提出するよう求める。そのアミールの

↗ 事教練施設のことである。マムルークたちはここに居住しつつ教育・訓練を受けた。これらの軍事教練施設はカイロの城塞の敷地内をはじめとしてカイロやその近郊にあり、その数は12以上に及んだという (al-Baqli 1983: 227-228)。

104) ブルジー・マムルーク軍団 (al-mamālik al-burjiya) とは、スルターン・カラーウン al-Manṣūr Qalāwūn (在位 678-89/1279-90年) が新設した軍団である。主としてチェルケス系 (コーカサス地方出身者) のマムルークから構成されていた。彼らがカイロの城塞の塔 (「ブルジュ」と呼ばれる) に配置されていたことからこの名で呼ばれるようになった (Ayalon 1949: 137-138)。

105) バフリー・マムルーク軍団 (al-mamālik al-bahriya) とは、アイユーブ朝のスルターン・サーリフ al-Šāliḥ Najm al-Dīn Ayyūb (在位 637-47/1240-49年) が新設したトルコ系のマムルークから構成される軍団である。「海 (baḥr)」とも呼ばれるナイル川の中州であるローダ島に兵舎があったことから、この名で呼ばれるようになった (Šubḥ 4: 16; al-Baqli 1983: 328-329; 佐藤 1991: 103-104)。

106) ūshāqīya (あるいは ūjāqīya) とは乗馬を監督する者たちを指す語である (Šubḥ 5: 545)。ここでは文脈に即して「軍馬教練係」と訳出した。

107) 刊本, MS. al-Ma'ārif al-Āmma 549, および MS. Feyzullah 1553 では, wa lā yakūnu fil-ghālib illā min al-ṭawāshīya al-umarā' と記されており, また, MS. Or. 273 では, 末尾の al-umarā' はなく, 写本間の異同が見られる。ここでは刊本に従い訳出した。

108) 刊本では jālish, MS. Feyzullah 1553 では ḥālish, MS. Or. 273 では jālish と記されている。ここは軍の布陣についての記述であることから、マムルーク軍の前衛を意味する用語である jālish として解釈し, MS. Or. 273 に従い訳出した。jālish は, 戦争で使用される「旗」を意味する他, 布陣の際にスルターンのいる中軍 (qalb) を守る前衛の精鋭部隊を指す。軍旗としての jālish の解説は Šubḥ 4: 8, 軍隊の布陣については Amitai-Preiss 1995: 191-197 を参照。

109) テキストでは, 記録媒体のタイプとして, jarida と awraq という2つの用語が使われており, 本訳注では, それぞれ「帳簿」と「書類」というように訳している。『学芸の究極の目的』において解説されるそれぞれの帳簿や書類は未だに伝世が確認されていないため, これらの訳語は一般的な用語の意味に従った。

110) ここで説明されるアミールの軍人たちに関する記録と管理の過程を本訳注末に図1としてまとめた。

111) アミールのディーワーン (diwān al-amīr) とは, イクターを管理するアミールの私設事務所のことである。租税徴収の責任者である代理人 (wakil), 犯罪人の処罰を行う監督官 (shadd), 書記 (kātib) からなっていた。彼らは中央のディーワーンに勤務する官吏と同様に mubāshir と呼ばれた (Rabie 1972: 6, 64-68; 佐藤 1986: 177-180)。

書記官は¹¹²⁾、軍務庁の官吏たちが求める写しの数だけ書類を作成する。その書類の冒頭の欄¹¹³⁾に「以下の」例のように記述する：「上奏（‘arḍun）。マムルークである某軍団の某が、某日付の最新の状況に従って、これを提出した¹¹⁴⁾。彼の私兵について。タワーシーヤ軍団（ṭawāshī）¹¹⁵⁾～名¹¹⁶⁾」。そしてその軍人の名前【p. 207】と各人の名義で分与されたイクター、現金給、現物給を説明する。その際は、始めに欄の冒頭¹¹⁷⁾から、彼の下にいる軍人、アミールのマムルーク、従者（alzām）[を順番に記していき]、執達吏で終える。そして、もしあるならば、アミールのハースとして残った徴税区と財源、そして郎党のために彼が支払うべき現金給と現物給を欄の終わりに明記する。それから、[保有する]イクターのある徴税区が属する行政県がそれに続く。[そして、]イクターを分与された者たちの名義となっている諸財源と、もしあるならばその中でハースとして残ったものとを[イクター授与証から]転記する。アミールのイクター授与証があり、彼のハースや彼の郎党のためのものがそこに既に記されているならば、[アミールは]彼の軍人に定められたものから、彼のハースに追加するものを移すことはできない。一方で、その[アミールの]ハースを更に彼の郎党のために分けることは禁じられていない。この規則は法学の諸規則（qawā'id al-fiqh）¹¹⁸⁾に則っている。彼には彼の財産について、それ以外の者の財産に優先して占有権（taṣarruf）がある。そして、彼の郎党に対し、それぞれの状況や地位を勘案して差異をつけることも彼の権利に属する。そして、これらの書類が軍務庁の官吏に提出されると、彼はアミールたちやその他の者たちが同席

112) 刊本では, kätib 'iddat al-amir と校訂されている。刊本の底本である MS. al-Ma'arif al-'Āmma 549 では kätib hādhi-hi al-amir と記されていたところ, 校訂者が修正を加えたとする (*Nihāya* 8: 206 [n. 3])。一方, MS. Feyzullah 1553 および MS. Or. 273 では, kätib dhālika al-amir と記されており, 写本間に異同が見られる。ここでは文意に則して MS. Feyzullah 1553 と MS. Or. 273 に依拠して訳出した。

113) 「冒頭の欄」と訳出した箇所原語は ṣadr。この用語は, イルハン朝治下のイランで作成された簿記術指南書である『簿記術に関するファラキーヤの論説』においても見られ, 書類の件名が書かれる冒頭の欄を意味して用いられる (ファラキーヤの論説: 5)。その他の用例については, 熊倉 2011 を参照。

114) 「提出した」と訳出した部分は, 刊本では rafa'a となっているが, 刊本の底本である MS. al-Ma'arif al-'Āmma 549 では ruq'a と記されている。また, MS. Or. 273 では, rafaqa-hu, MS. Feyzullah 1553 では fa rafa'a-hu と記され, 写本間に異同が見られる。ここでは, 文意に則して MS. Feyzullah 1553 に依拠して訳出した。

115) タワーシー (ṭawāshī) とは, アラビア語で宦官を意味するが, ここでは, タワーシーヤ軍団と解釈すべきである。タワーシーヤ軍団はアイユーブ朝期からマムルーク朝期に存在したマムルーク以外の騎兵である。サラディンの軍隊のほとんどはタワーシーヤ軍団が占めていたとされるが, マムルーク朝期には衰退し, ナースィル・ムハンマド治世以降の史料においては, タワーシーヤ軍団はほとんど見られなくなる (Ayalon 1953b: 464-467)。

116) 685/1286 年にバイバルス・アルマンスーリー Baybars al-Manṣūrī (725/1325 年没) が八十騎長に昇進した際に発行された文書には, wal-'iddat khāṣṣati-hi wa thamānina ṭawāshīyan と記載されていたという (*Ẓubdat al-Fikra*: 256-257; *Iqd al-Ḥumān* 2: 352-353; Ayalon 1953b: 466)。

117) 「欄の冒頭」と訳出した箇所原語は ra's al-mudarrāj。mudarrāj とは, 階段という意味があるが, ここでは, アミール配下の兵士たちの名前が書類の上から下に向けて書かれる状態を階段に見立て, その最も上の欄を「階段の天辺」と表現していると解釈した。

118) フィクフ (fiqh) とはアラビア語で「理解」を意味する言葉だが, イスラーム法学の用語としてはシャリーアと同様「イスラーム法学」を意味する言葉である。シャリーアが法の体系または総体を意味する用語であるのに対し, フィクフはその具体的内容を構成する実定法としての意味を持つ点に違いがある (堀江 2004: 7-8)。そして, 法学の諸規則 (qawā'id al-fiqh) とは, 実定法としての法源を意味する。実社会における公益を重視する法判断を導き出すために使用された用語であり, 法学者による意見 (fatwā) の法源を説明する際にも使用された。ファトワーにおける法学の諸規則の用例に関しては (Iiyama 2013: 43-53) を参照。

する責任者 (wali al-amr) 主宰の会議で、各アミールの軍人の閲兵¹¹⁹⁾を行う。責任者がその閲兵を認可した者は、彼の名前に対応する箇所には彼の特徴を記す。すなわち、彼の年齢、[肌の]色、身長について明記する。その後、彼の容貌を説明し、他の者と区別できるような、顔にある痕などを記載する。責任者が閲兵の場において不適合とした者については、そのアミールはそれ以外の者を立てることが求められる。それを立てて、閲兵し、責任者がそれを認可したら、[書類に]その者について明記する。閲兵が総閲兵の日 (yawm al-'ard al-shāmil) の後に行われた場合、閲兵の日付を明記する。そして、官吏は自身のペンで、閲兵の書類の冒頭部に、その軍人の閲兵の日付を表す数字を書き込む。そして、それらの軍人は、閲兵と軍務庁における登記の日付から、諸々のイクターや現金給、太陰暦 [で徴収する] 税を [得る] 権利を有する。アミール [について] は、自身のイクター授与証の日付からである。軍人の一人が死亡した、あるいは離任した場合、アミールはその者の代わりを立て、その者を責任者が閲兵し、[責任者が許可すれば] その者の名前を軍務庁において登記する。もしもアミールが軍人を解雇した場合、その解雇は無効となる。仮に、不具やそれに類する理由があれば認められるが、理由がないのであれば無効である。【p. 208】解雇が穀物の収穫期に近い場合は、責任者はアミールに解雇を禁じることができる。穀物の収穫期でない場合に、その軍人より優れ、軍事能力を持つ者を閲兵したのであれば、解雇は認められる。しかし、その者よりも能力の低い者を閲兵した場合には、アミールは解雇を禁じられる。そして、資質のある人物の継続、ないしは、資質と能力においてその者と比肩する者を立てることがアミールに求められる。翌年にアミールが彼の郎党の閲兵を行う場合は、彼の書記が閲兵についての書類を、最初の年と同様に、新たに作成する。軍務庁の書記官は、最初の閲兵のときの軍人の描写を転記し、2度目の閲兵のときにそれと軍人の容姿¹²⁰⁾をつきあわせる。それらが一致し対応した場合は、彼 [の登録] を認める。[記載内容が] 彼の特徴と異なり、また返答も相違する場合は、責任者にそのことを報告する。それは、偽装のために、そのような行為をあえてする者は受け入れられないためである。これこそは、我々の時代に定められた諸規則である。神こそが最もよく知り給う。

書記官はその証書類 (shawāhid) の作成と保管をする必要がある。もし、スルターンンの御前で、スルターンンが書記官に対してアミールないしは軍人へのイクター [の授与] を命じたならば、彼はそのイクターについてのミサールを書く¹²¹⁾。スルターンンあるいはナーイブ¹²²⁾は自

119) 本来、アミール配下の兵士は、もれなく軍務庁の閲兵に参列し、その場で彼らの名前は詳細にいたるまで記録されるとともに、軍務庁にて奴隸身分から解放されることが慣例となっていた。しかし、14世紀末には、そのような慣例は放棄され、アミールたちのディーワーンが作成する兵士たちの名簿の提出をもって十分とされたという。兵士のうちの一人が死亡する、あるいは離職するなどした場合には、代替要員の兵士が軍務庁にて閲兵され、それをもって、そのアミールのディーワーンの閲兵を行ったものと見なしたという (Ṣubḥ 4: 62)。

120) 校訂者は、底本である MS. al-Ma'ārif al-'Amma 549 では الصورة الجندي と記されており、الجندي を誤記として「新しい写し (al-ṣūra al-jadida)」と修正したとする (Nihāya 8: 208 [n. 3])。しかし、MS. Or. 273 と MS. Feyzullah 1553 においては、صورة الجندي と記されており、文法上の誤りはない。したがって、ここではそれらの写本に従い、「軍人の容姿」と訳出した。

121) ミサールとは、スルターンンの命を受けて軍務庁の書記官が起草するイクター授与決定書のことである。この文書を受けて、この後、第2のミサールと呼ばれるイクター授与証発行依頼書が起草された。第2のミサールは、文書庁に送付され、これを受けて文書庁ではイクター授与証が起草された。ここで説明されるイクター授与証発行の過程については、本訳注末に図2としてまとめた。また、解題も参照のこと。

筆でそのミサールの一番上に次のように書く：「書かれている (yuktabu)」。そして、軍務庁長官¹²³⁾ は自筆でスルターンあるいはナーイブの書の下に次のように明記する：「ハラージュ暦某年の受領のため、そしてハラージュ暦某年からの某の受領のために某の名において書かれることが命じられた」。書記官はこの証書を自分の元に保管し、四角 [の用紙] に第 2 のミサール¹²⁴⁾ を次のように書く：「高貴にして至高なる、庇護者にしてスルターンの、王である某——ここにスルターンのための祈願文を記す——の命において、某軍団の某の名において——彼が権利を有するものを書く——が分与され決定されることが命じられた。」[彼が権利を有するものの欄には] 今彼に下賜されたイクター、そしてその年に現金給ないしは現物給がある場合は現金給と現物給 [も記入する]。【p. 209】また、イクターがエジプトにある場合は、「人头税、相続税¹²⁵⁾、慈善リザク¹²⁶⁾を除く」[と記し]、シリアにある場合は、「私有地、そしてワクフを除く」[と記す]。もしそれが一人についてのものであれば、「某軍団の某の糧 (khubz) である」と記す。また、もしそれがハースヤ、再開拓地 (mustajadd), あるいは新たに現れた土地 (mustazhar) であれば、そのことを明記し、彼の私兵について、[軍人と] 彼の郎党の数、あるいは彼一人の名義のものであるかを記述する。そして、彼のイクター財源を明記する。この第 2 のミサールを軍務庁において確認させ、スルターンとナーイブの印 ('alāma)¹²⁷⁾ がそれに書き込まれる¹²⁸⁾。その後、これは文書庁¹²⁹⁾ に保管される。これは起草依頼の証書 (shāhid

122) スルターンのナーイブ (nā'ib al-saltāna) は、ナーシル・ムハンマドが没するまで、スルターンに次ぐ職掌であった。スルターンの名の下に、イクターの請願書 (qiṣṣa) に署名を入れるのはナーイブの役割であった他、独断で小規模なイクターを分与することも許されていた。軍事遠征の際など、スルターンがカイロに不在の折は、ナーイブが代わって統治を行った。軍務庁はナーイブの管轄下に置かれており、同庁長官がスルターンと緊密な連絡をとりあう一方で、副長官はナーイブと連絡をとりあった (Ayalon 1954: 57-58; 佐藤 1986: 410-438)。スルターンによる独裁が成立し、カイロを不在とすることが少なくなったナーシル・ムハンマドの治世末期に、この職は一時廃されたが、次のスルターン・アブー・バクル al-Manṣūr Abū Bakr (在位 741-42/1341 年) の治世期には復活した。以後、政権運営の方法がスルターンの独裁制から有力アミールの合議制に移行していく中で、スルターン・シャーバーン 2 世 al-Ashraf Sha'bān (在位 764-78/1363-77 年) のもとでイクターの分与やシリアにおける十騎長・四十騎長の任命権を認められるなどの例外的な事例を除き、スルターンのナーイブの権限は縮小し、842/1438 年における任命を機に、スルターンのナーイブが任命されることはなくなった。これ以降、スルターンのカイロ不在の際にはカイロに在住する最高位のアミールが留守役 (nā'ib al-ghayba) となってスルターンの職務を代行した (Ayalon 1954: 57-58; 佐藤 1986: 410-438)。

123) 軍務庁長官 (nāzir al-jaysh) は、軍務庁の最高責任者であり、軍関係の事案においてスルターンの政務を補佐する役割を負った (Ayalon 1954: 66)。

124) 『高貴なる用語の解説』や『文書術における夜盲の黎明』においても同様の手続きがとられることが確認されるが、これらの史料においては、軍務庁から文書庁に向けて発行される文書は「ムラッパ (murabba'a)」と呼ばれている (高貴なる用語 4: 37; Ṣubḥ 13: 153-156; Richards 1991: 63-67)。

125) 死亡者に相続人がいない場合、その遺産は、相続税 (al-mawārith al-ḥashriya) の名目で国庫に接収された (Rabie 1972: 127-132; al-Baqli 1983: 334-335)。

126) 慈善リザク (al-rizaq al-iḥbāsiya) は、そこからの税収がモスクや修道場の維持費などの宗教的な用途に充てられる土地である (Poliak 1939: 32-34; Amin 1980: 108-110; Michel 1996: 111-117)。

127) 印 ('alāma) とは、もとは紋章や軍旗などの印を表す語であったが、12 世紀以降、公文書の内容証明のために記される印を指すようになった。この印は文書の冒頭バスマラの下に記載される神への賛歌であり、それは al-ḥamdu li'llāh や al-ḥamdu li'llāh wa al-shukr li'llāh など王朝ごとに異なった (EI²: "Alāma")。また、カリフないしワズィールが請願書の内容を承認する際にも記載された (Stern 1964: 28, 59-64, 95)。ワズィールについては注 130 を参照のこと。

128) ここで「書き込まれる」と訳出したのは、動詞 shamila の三人称能動形である。この動詞には、「含む」などの意味もあるが、「全方向を取り囲む」という意味で使われることもある。実際の文書が残っていないため、ここでは「書き込まれる」という訳語を選択した。

al-muwaqqi') である。

そして、このミサールに従って、イクター授与証が起草され、スルターンの印とナーイブとワズィール¹³⁰⁾の書が通例に従って書き込まれたならば、まず軍務庁において確認され、そして諸ディーワーンにおいて確認される。王の門から出た地域、すなわちシリアの諸州¹³¹⁾においては、ナーイブがその州にいる書記官に対し、ある者へのイクター [の授与] を命じたならば¹³²⁾、書記官はそのイクターについてのミサールを書き、ナーイブはその冒頭に [次のように] 書く：「書かれている」。それに続けて、軍務庁長官が先述のように書く。これは、書記官の証書である。そして、四角の用紙に第2のミサールが、次のように書かれる：「高貴にして至高なる、庇護者にしてスルターンの、王である某の命において、今彼に下賜されたイクターが分与され決定されることが命じられた」。「そのイクターが以前に」誰の糧であったかについてとその者が [イクターから] 離れた理由を明記する。死亡や離職、別のイクターへの移動など、彼がそのイクターから離れたことの然るべき理由を明記する。【p. 210】そしてスルターンのナーイブが、受給者について書き添える。その後、[その州の] 軍務庁長官はナーイブの書の下に自身のペンで、次のように受給者について追記する：「マムルークである某は地面に接吻する」¹³³⁾。そして以下 [の文言] で終える：「これは、アミールの軍団」あるいは「スルターンのマムルーク軍団」、あるいは「バフフリーヤ軍団」、あるいは「神の援助を賜りしハルカ騎士」、あるいは「某州または某地方のトゥルクマーン」、あるいは「アラブ部族」、あるいは「山岳民 (Jabaliya)¹³⁴⁾ に登記することが命じられた某の名における寛大なるミサールであり、現在彼に下賜された、某から [引き継いだ] イクターについてのものである。その数について、彼の私兵について。それは~名のタワーシーヤ軍団」¹³⁵⁾。もしくは、説明された内容に基づいて、

129) 文書庁 (Dīwān al-Inshā') とは、マムルーク朝のディーワーンのの一つで、外交文書や売買文書、契約書、イクター授与証などの、国家が発行する各種文書を作成した (al-Baqli 1983: 143-144)。

130) ワズィールとはマムルーク朝初期において文官が就任する行政部門の最高職であり、その職掌は官吏の監督、スルターンの書記および秘書、そして国家財務の管理であった (湯川 1979: 23-26)。アミール・シュジャイー Sanjar b. 'Abd Allāh al-Shujā'ī al-Manṣūrī (693/1294年没) がワズィールに就任すると、スルターンへの相談なしに小規模なイクターの分与や、シリアにおける十騎長、四十騎長の任命などの権限を与えられ、国家財務、特に軍人への俸給などの財務管理に責任をもった。これ以後、文官だけでなく武官もワズィールに就任することとなったが、武官のワズィール就任はまれであった。しかし、ワズィールは729/1329年にナスィル・ムハンマドによって廃止され、財政再建のためにナスィル・ムハンマドによって創設されたハーッス庁が国家財政の要となった。ナスィル・ムハンマド没後、ワズィール職は復活するが、スルターン・バルクークがムフラド庁を創設すると、ワズィールの職務は軍人への肉の供給に限定され、その権限は著しく削減された。15世紀中ごろには、ワズィールは食用肉販売者が担うことすらあった (A'yān al-'Aṣr 6: 80-83; Ayalon 1954: 61; 'Abd al-Rāziq 1980: 183-239; 五十嵐 2011: 9-10, 37-45)。

131) マムルーク朝時代を通じてシリア地方はダマスカス、アレppo、トリポリ、ハマーン、サファド、ガザ、カラクを主都とする7州に分割され、各州にナーイブが配置されていた (Popper 1955-57: 103; 五十嵐 2011: 143)。

132) ここで説明されるシリア諸州のナーイブによるイクター授与の命令からイクター授与証の発行の過程を、本訳注末に図3としてまとめた。

133) 地面に接吻することは、アミールなどの有力者がカリフやスルターンに対して儀礼的挨拶であった (カリフ宮廷のしきたり: 30)。

134) 『高貴なる用語の解説』にも、マムルーク朝軍団を構成する人々としてその存在が確認される。彼らはカイスとヤマンの2党派から構成され、筆頭 (muqaddam) がそれらの党派をとりまとめていた (高貴なる用語 6: 66-67)。年代記からは、彼らがカラクの居城でスルターン・カラーウーンの子息の護衛としての役割を果たしていた様子がうかがわれる (Tā'rikh al-Malik al-Nāṣir: 258; A'yān al-'Aṣr 4: 117)。

明記されたものの受領〔に必要な〕ことが〔記される〕。この命令は〔その州の〕軍務庁長官の署名、ないしはディーワーンの命令をもって有効となる。それからそれは〔その州の〕軍務庁において確認され、スルターンの御門 (bāb al-sultān)¹³⁶⁾ に向けて〔の発送が〕準備される。それが御門に到着したならば、軍務庁長官および彼と共にいる一団の者たちが〔受領した〕ミサールに受理について書き入れると、受理となる。次に、その書面にスルターンか彼のナーイブの印が書き込まれたならば、軍務庁の書記官はその証書その御門において彼の元に保管する。軍務庁の書記官は先述のことに従って、彼の方でもミサールを書く。そして、高貴なるイクター授与証が発行され、その州に到着したならば、それに従いその州のナーイブの書が書き込まれる。〔その州の〕軍務庁長官とその一団の者は、〔スルターンの〕御門の軍務庁長官とその一団の者の書の下に、確認したことについて書き入れる。そして、諸ディーワーンにおいて確認が行われる。そして、その命令に従い、イクターの保有者に対してイクターの授与が行われ、その授与が確認されると、そのイクターは彼の手にとわたされる。以上がイクター授与証とミサールの証書 (shawāhid al-manāshir wal-mithāl) である。

これ以外の調査の証書については、それぞれの手続きに従う。神——称賛あれ、至高たれ——こそが正しきことを最もよく知り給う。

〔軍務庁の書記官は、〕ある場所から別の場所へ許可証 (dustūr)¹³⁷⁾ を得て〔本来の任務から離れて〕移動する者の名前を登録する必要がある。そして、許可証の期間が満了することに注意を払い、その者について確認し、彼の指揮官に対して彼について〔帰還するように〕求める。【p. 211】このことは、ヒジャーズ地方やその他の場所へと移動した者¹³⁸⁾ も同様であり、重要な任務によって派遣された分隊とともに帰還しない者も同様である。そして、〔書記官は〕このことについて可能性を勘案して注意を払う。〔帰還に〕遅れた者について知ることが書記官自身では難しい場合、彼らの指揮官や執達吏たちから情報を集める。

〔軍務庁の書記官は、〕イクターから解かれた場合や、死亡、解任、異動により本来の任期との相違が確認された場合、また、離職と着任の間に空白の期間が確認された場合は、それを記録する必要がある。そして、書記官はそれに基づいて軍務庁の差押えの文書 (ḥawṭa)¹³⁹⁾ を起草する。それには、現在イクターを保有している者の名前とイクターとなっている村々、もし

135) 『文書術における夜盲の黎明』のイクター授与証の書式説明の部分で同様の文章が見られる。それによれば、まず一行の中心部分に太字で「そしてその数 (wal-'idda)」と書き、その下に細字で「彼の私兵について。タワーシーヤ軍団 100 名、あるいは 90 名、80 名、70 名」と記すと説明されている (Subh 13: 159)。

136) マムルーク朝の首都カイロにあるスルターンの宮廷を指すと考えられる。

137) 許可証とは、アイユブ朝時代からマムルーク朝時代にかけて、スルターンからアミールや兵士に対して軍事を含む奉仕義務から離れたり、各自のイクターに帰還したりすることについての許可証を指す。アイユブ朝時代には、この許可を得ず戦場を離脱した場合には収入が削られる等の制裁措置 (ghaybānāt) がとられた。しかし、マムルーク朝時代を通して次第に使用されなくなった (EI²: “Dustūr”; Sato 1997: 64–65, 244)。また、反乱を恐れ、スルターンが強制的にアミールを遠ざけるため、イクター地に帰還させる例も見られた (Sulūk 1: 789 [n. 5])。

138) ここでのヒジャーズ地方への移動とは、メッカ巡礼のことを指しているであろう。

139) ḥawṭa は、元来、取り囲むこと、保全することを意味し、政府による財産没収 (muṣādara) に先立ち、その財産を差押えることを指す。マムルーク朝時代には、イクターを受給されたアミールやマムルークの他、高級官吏、商人に対する財産没収が頻繁に行われた (al-Shirbīnī 1997; Levanoni 1995: 150–151)。ここでは、差押えの際に発行する文書を指すと解釈した。

あれば彼が保有する現金給や現物給を記す。そして、差し押さえたものの中から、収穫される穀物のうち軍務庁の取り分となるものを明記する。そして、差し押えの文書は、印の記入と確定の後に、管轄のディーワーンへと送付される。そして、[管轄のディーワーンの] 財務官 (mustawfi) のもとに差し押えの文書が届いたならば [書記官は財務官に対して] 受領書 (kitābaruj'a) を求める。これにより [書記官は] 自分の職責から解放される。[文書の最終的な] 確定を行う者たちは、このことに熟知することと、それに付随する事項 [の知識] が必須とされる。軍務庁の書記官が管轄のディーワーンへの差し押えの文書の発行を遅らせてしまい、その文書に記載されたものからの収益が得られる期間を過ぎた場合、それは書記官の責任とされる。神こそが最もよく知り給う。

【p. 212】軍務庁の官吏は、調査が求められていないときであっても常に軍務庁の諸帳簿、すなわち『軍務帳簿』、『イクター帳簿』、軍人数についての書類 (awraq al-'idda) を見直す必要がある。それは、軍人の名前や彼らのイクターの村々を把握しておくためである。軍務庁の官吏は、それらに関してスルターンやナーイブの御前で質問を受けることがあり、その全体¹⁴⁰⁾について即座に返答出来ず、帳簿を調べ直すことになれば、能力の低さを叱責されるであろう。それゆえ、彼にはその状況、すなわち御前会議の場において、即座に返答すべきことを把握しておくことが義務とされている。それは計算の確認や不断の見直しによってのみ会得される。軍務庁長官はこのことに関して、どの官吏たちよりも [その知識を] 要求される人物である。というのも、彼は多くの場合に質問を受け、説明を求められる [立場にある] ためである。神こそが正しきことを最もよく知り給う。

【軍務庁の官吏は】我々が文書作成の節¹⁴¹⁾で説明するところに従い、書式の心得と書式の違いについての知識も必要とする。また、簡略化した書式に関しても、軍務庁の書記官たちが慣例とする書き方の知識は必須のものである。すなわち、以上が軍務庁の官吏が熟知し、完全に習得しなくてはならないことのすべてである。

軍務庁の官吏は、自身のペンで軍人の数を誰の目にも判読できるように書き入れることを避けるべきである。それは数をごまかしたり、水増ししたりと書き換えられるものであるためである。また、もし軍人の記載について保障がなくなるような [書き方] で、官吏が自分のペンで書いてしまうと、【p. 213】ときに敵対者や反対者や対抗者たちに漏れ伝わり、その結果として不正を招くためである。これが、不正に注意を払い、その発生を防ぎ、すべての人から秘密を守るという、軍務庁の書記官に対して義務とされている心得 (bāb) である。もし、責任者が兵士に関する何らかの質問を行うことを恐れて¹⁴²⁾、軍人の数を手控えに書く必要に迫られたとしても、官吏のみが知る、または軍務庁の慣例に精通している者だけが知る秘密の記号 (ramz khafi) で記載しなければならない。

140) 刊本では jumla と記されている。校訂者は ḥāla と読む可能性を指摘しているが (Nihāya 8: 212 [n. 1]), MS. Or. 273 および MS. Feyzullah 1553 においても, jumla と記されていることから, 校訂に従い jumla と解釈し訳出した。

141) 文書作成 (wirāqa) に関する説明は、『学芸の究極の目的』第9巻を参照。

142) 刊本では khashya と記されている。刊本の注記によると、底本である MS. al-Ma'ārif al-'amma 549 では ḥisba と記されていたところを校訂者は誤記として修正したとする (Nihāya 8: 213 [n. 4])。MS. Feyzullah 1553 においても khashya (MS. Or. 273 では ḥashiya) と記されていることから、校訂に従い khashya と解釈し訳出した。

また、軍務庁の官吏は、イクターのイブラや実収入を表沙汰にすることや、責任者の命令なしに誰かに述べるようなことを避けなければならない。したがって、そのことについては書面ではなく口頭で述べ、十分に注意を払いながら、事実可依拠するよう「心がけるよう」に。すなわち、軍務庁の官吏に課せられることは、このことを監督することや、官吏が批判を受けたり、官吏に損害が生じたりするような事態が生じないように注意を払うことである。

以上が列挙しうる、軍務庁の官吏に求められる確認事項である。神こそが最もよく知り給う。

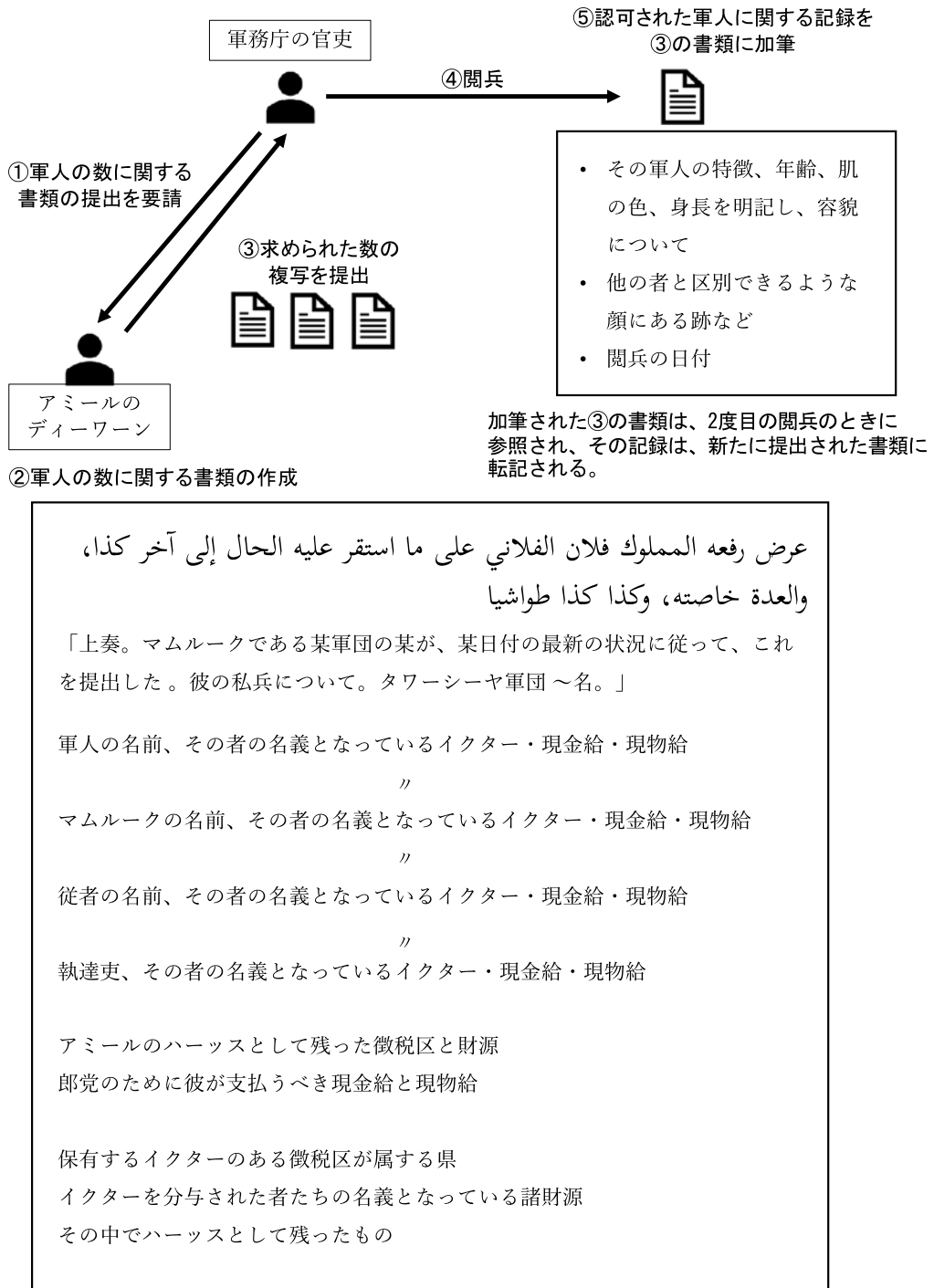


図1：アミールの軍人に関する記録と管理の過程

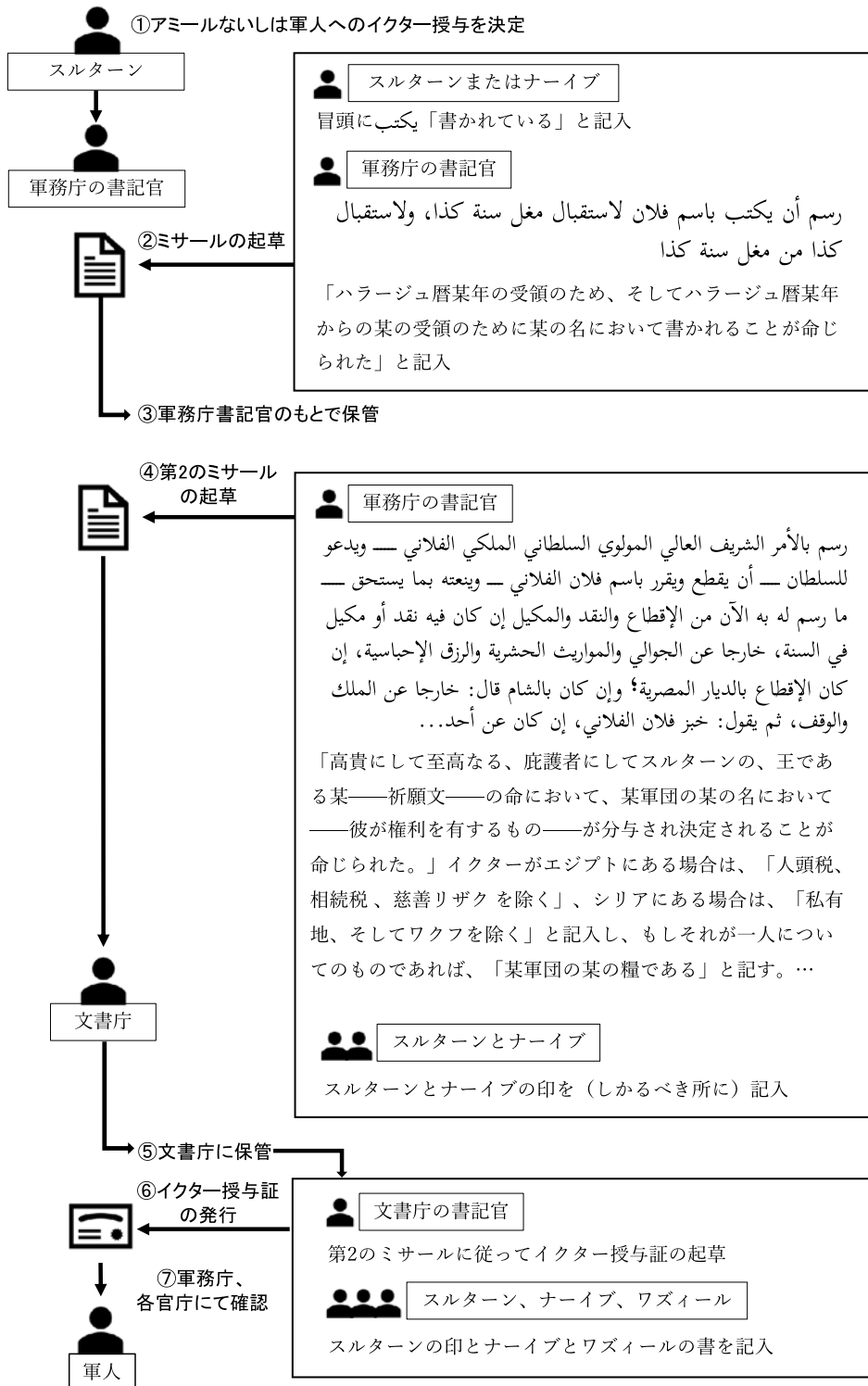


図2：スルターンがイクターの授与をエジプトの軍務庁に命じた場合のイクター授与証発行の過程

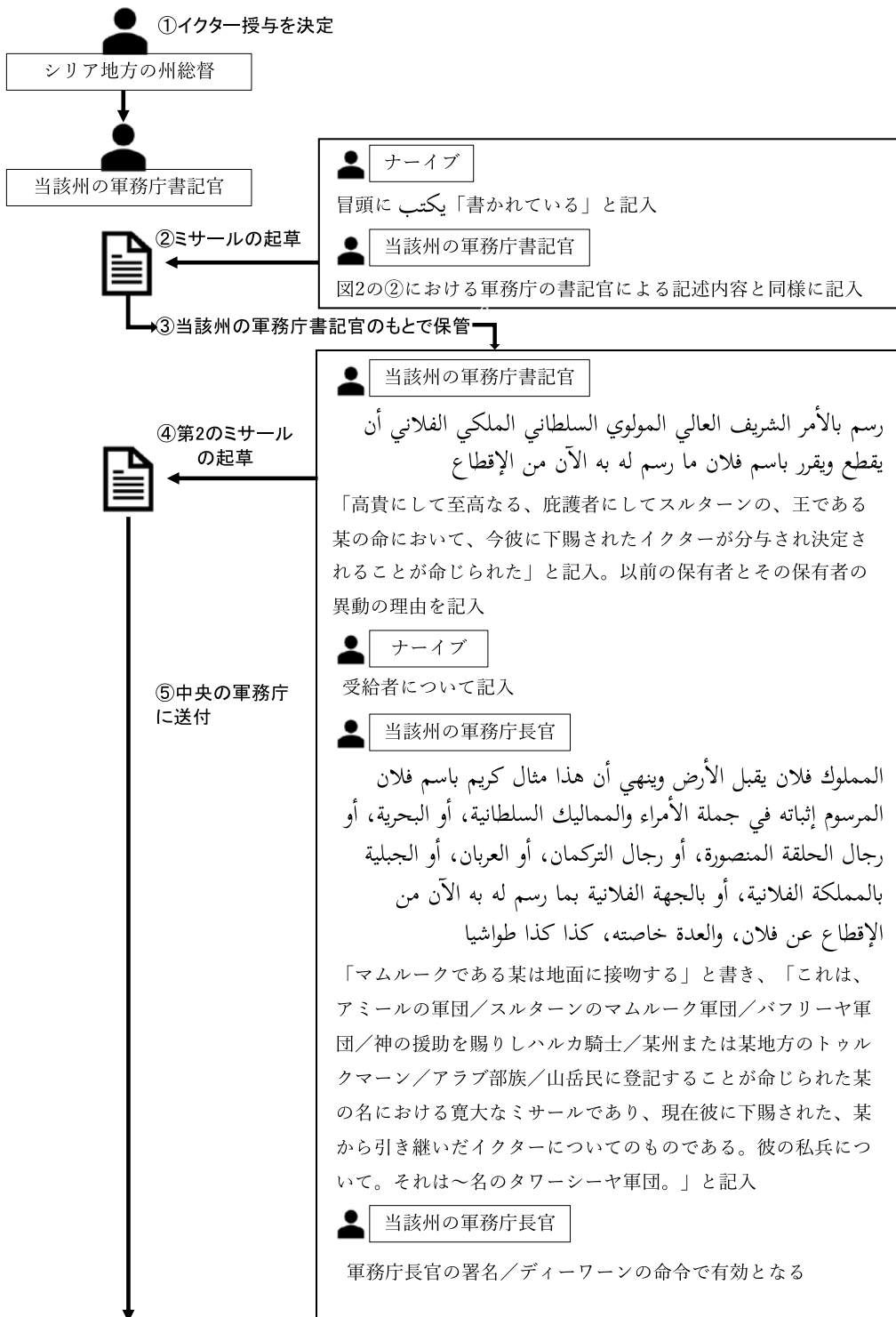


図3：シリア諸州のナーイブがイクター授与を同州の軍務庁に命じた場合のイクター授与証発行の過程

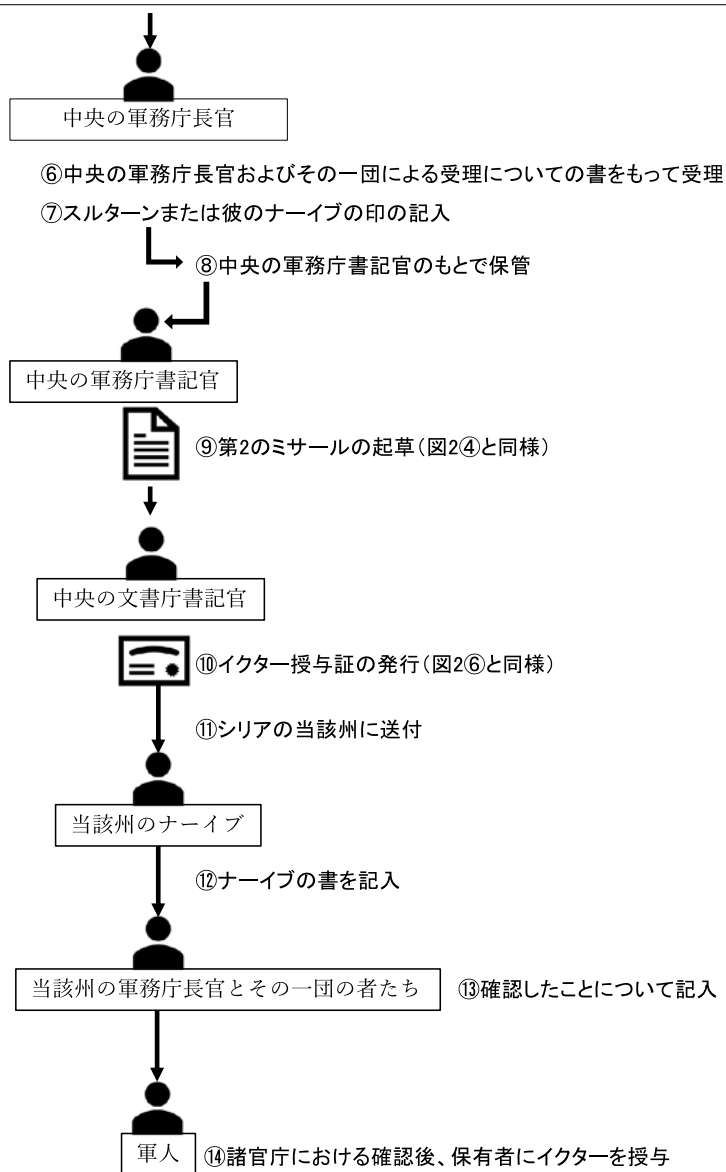


図3：続き

参考文献

●辞典類●

al-A'lām: al-Zirikli, Khayr al-Dīn. *al-A'lām: Qāmūs Tarājim li-Ashhar al-Rijāl wa al-Nisā' min al-'Arab wa al-Musta'ribīn wa al-Mustashriqīn*. 15th edition, Beirut: Dār al-'Ilm lil-Malāyīn, 2002.

*EI*¹: M.Th. Houtsma et al. eds., *The Encyclopaedia of Islam: A Dictionary of the Geography, Ethnography and Biography of the Muhammadan peoples*. 4 vols.+Suppl., Leiden: E.J. Brill, 1913–1938.

*EI*²: H.A.R. Gibb et al. eds., *The Encyclopaedia of Islam, new edition*. 12 vols., Leiden: Brill, 1960–2009.

EI: *Encyclopedia of Iranica* (online), <https://iranicaonline.org/> (最終アクセス日: 2021年2月25日).

GAL: Brockelmann, von Carl. *Geschichte der arabischen Litteratur*. 5 vols., Leiden: Brill, 2012.

岩波イスラーム辞典: 大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 2002.

新イスラーム事典: 日本イスラーム協会, 嶋田襄平ほか編『新イスラーム事典』平凡社, 2002.

●未公刊史料●

Reg. 3001-000115: *Daftar Tarābī Wilāyat Fayyūm wa Bahnasāwīya*. Reg. 3001-000115, Rūznāma, Cairo: Dār al-Wathā'iq al-Qawmiyya (エジプト国立文書館).

●公刊史料●

校訂

al-Aḥkām al-Sultāniyya: al-Māwardī, 'Alī b. Muḥammad b. Ḥabīb al-Baṣrī (d. 450/1058). *al-Aḥkām al-Sultāniyya wa Wilāyat al-Dīniyya*. Aḥmad Mubārak al-Baghdādī (ed.), Kuwait: Maktabat Dār Ibn Qutayba, 1989.

A'yān al-'Aṣr: al-Ṣafādī, Ṣalāḥ al-Dīn Khalīl b. Aybak (d. 764/1363). *A'yān al-'Aṣr wa A'wān al-Naṣr*. 'Alī Abū Zayd et al. (eds.), 6 vols., Beirut: Dār al-Fikr al-Mu'āṣira and Damascus: Dār al-Fikr, 1998.

al-Durar al-Kāmina fī A'yān al-Mī'a al-Thāmina. Muḥammad Sayyid Jād al-Ḥaqq (ed.), 5 vols., Cairo: Dār al-Kutub al-Ḥadītha, 1966–1967.

Futūḥ al-Buldān: al-Balādhurī, Aḥmad b. Yahyā b. Jābir (d. 279/892). *Liber expugnationis regionum (Kitāb Futūḥ al-Buldān)*. M. J. de Goeje (ed.), 2nd Edition, Leiden: E. J. Brill, 1968.

'Iqd al-Ḥamān: Badr al-Dīn Maḥmūd al-'Aynī (d. 855/1451). *'Iqd al-Ḥamān fī Ta'rikh Ahl al-Ḥamān*. Muḥammad Muḥammad Amin (ed.), 5 vols., Cairo: Maṭba'a Dār al-Kutub wal-Wathā'iq al-Qawmiyya, 2009–2010.

Khiṭaṭ: al-Maqrīzī, Taqī al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī (d. 845/1442). *al-Mawā'iz wal-I'tibār fī Dhikr al-Khiṭaṭ wal-Āthār*. Ayman Fu'ād Sayyid (ed.), 5 vols., London: al-Furqan Islamic Heritage Foundation, 2002–2004.

al-Manhal al-Ṣāfi: Yūsuf b. Taghrī Birdī al-Atābakī, Jamāl al-Dīn Abū al-Maḥāsīn (d. 874/1470). *al-Manhal al-Ṣāfi wal-Mustawfā ba'da al-Wāfi*. Muḥammad Muḥammad Amin (ed.), vol. 1–7, Cairo: al-Ha'ya al-Miṣriyya al-'Āmma lil-Kitāb, 1984–1993; vol. 8, Cairo: Maṭba'a Dār al-Kutub al-Miṣriyya, 1999; vol. 9–13, Cairo: Maṭba'a Dār al-Kutub wal-Wathā'iq al-Qawmiyya, 2002–2009.

al-Muqaffā: al-Maqrīzī, Taqī al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī (d. 845/1442). *Kitāb al-Muqaffā al-Kabīr*. 8 vols., Muḥammad al-Yā'lāwī (ed.), Beirut: Dār al-Gharb al-Islāmī, 1991.

Nihāya: al-Nuwayrī, Shihāb al-Dīn Aḥmad b. 'Abd al-Wahhāb (d. 733/1333). *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*. vol. 1–18, Cairo: al-Ha'ya al-Miṣriyya al-'Āmma lil-Kitāb, 1954; vol. 19–33, M. A. Ibrāhīm et al. (eds.), Cairo: al-Ha'ya al-Miṣriyya al-'Āmma lil-Kitāb/Maṭba'a Dār al-Kutub wal-Wathā'iq al-Qawmiyya, 1975–2002.

Ṣubḥ: al-Qalqashandī, Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī (d. 821/1418). *Kitāb Ṣubḥ al-A'shā fī Ṣinā'at al-Inshā*. 14 vols., Cairo: Wizārat al-Thaqāfa wal-Irshād al-Qawmī, al-Mu'asasa al-Miṣriyya al-'Āmma lil-Ta'lif wal-Tarjima wal-Tibā'a wal-Nashr, 1963; *Fahāris Kitāb Ṣubḥ al-A'shā*, Muḥammad Qandīl al-Baqlī (ed.), Cairo: 'Ālam al-Kutub, 1972.

Sulūk: al-Maqrīzī, Taqī al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī (d. 845/1442). *Kitāb al-Sulūk li-Ma'rīfat Duwal al-Mulūk*. vol. 1–2, M. M. Ziyāda (ed.), Cairo: Maṭba'a Lajnat al-Ta'lif wal-Tarjima wal-Nashr, 1939–1958; vol. 3–4, Sa'id 'Abd al-Fattāḥ (ed.), Cairo: Maṭba'a Dār al-Kutub, 1970–1973.

Tahdhīb al-Kamāl: al-Mizzī, Jamāl al-Dīn Abū al-Ḥajjāj Yūsuf b. al-Zakī 'Abd al-Raḥmān (d. 742/1341). *Tahdhīb al-Kamāl fī Asmā' al-Rijāl*. Basshār 'Awwād Ma'rūf (ed.), 35 vols., Beirut: Mu'assasat

- al-Risāla, 1983.
- al-Ṭāli' al-Sa'id*: al-Udḡwī, Abū al-Faḡl Kamāl al-Dīn Ja'far b. Tha'lab (d. 748/1347). *al-Ṭāli' al-Sa'id: al-ḡāmi' Asmā' Nuḡabā' al-Ṣa'id*. Sa'd Muḡammad Ḥasan (ed.), Cairo: al-Ha'ya al-Miṣriya al-'Āmma lil-Kitāb, 1966 (repr. 2001).
- Ta'riḡh Khalifa*: Khalifa b. Khayyāt al-'Uṣfurī (d. 240/854). *Ta'riḡh Khalifa b. Khayyāt*. Akram Ḍiyā' al-'Umarī (ed.), Riyad: Dār Ṭayyba, 1985.
- Ta'riḡh Madīnat Dimashq*: Ibn 'Asākir, Thiḡat al-Dīn Abū al-Qasim Alī b. al-Ḥasan (d. 571/1176). *Ta'riḡh Madīnat Dimashq*. Muḡhibb al-Dīn 'Umar b. Gharāma al-'Umarī (ed.), 80 vols., Beirut: Dār al-Fikr, 1995–2000.
- Ta'riḡh al-Malik al-Nāṣir*: Shams al-Dīn al-Shujā'ī al-Miṣrī (8/14c). *Ta'riḡh al-Malik al-Nāṣir Muḡammad b. Qalāwūn al-Ṣāliḡi wa Awlādi-hi*. Barbara Schäfer (ed.), part 1 (Arabic text), Wiesbaden: In Kommission bei Franz Steiner Verlag, 1977.
- al-Wāfi*: al-'al-Ṣafadi, Ṣalāḡ al-Dīn Khalil b. Aybak (d. 764/1363). *al-Wāfi bil-Wāḡayāt*. 32 vols., Hellmut Ritter *et al.* (eds.), Beirut: Orient-Institut der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, 1962–2013.
- al-Wuzarā'*: al-Jahshiyārī, Abū 'Abd Allāh Muḡammad b. 'Abḡūs (d. 331/943). *Kitāb al-Wuzarā' wa al-Kuttāb*. Muṣṡafā Saḡqā *et al.* (eds.), Cairo: Muṣṡafā al-Bābi al-Ḥalabi, 1938.
- ḡubdat al-Fikra*: Rukn al-Dīn Baybars al-Manṣūrī al-Dawādārī (d. 725/1325). *ḡubdat al-Fikra fi Ta'riḡh al-Hijra*. D. S. Richards (ed.), Beirut: Orient-Institut der Deutsche Morgenländische Gesellschaft, 1998.

訳注

- The Ultimate Ambition*: al-Nuwayrī, Shihāb al-Dīn Aḡmad b. 'Abd al-Wahhāb (ed. and tr. by Elias Muhanna). *The Ultimate Ambition in the Arts of Erudition: A Compendium of Knowledge from the Classical Islamic World*. New York: Penguin Books, 2016.
- カリフ宮廷のしきたり：ヒラル・サービー著，谷口淳一・清水和裕監訳『カリフ宮廷のしきたり』松香堂，2003.
- クラーン：中田考監修，中田香織，下村佳州紀訳『日垂対訳クラーン——[付]訳釈と正統十説誦注解』作品社，2014.
- 諸国征服史：バラズグリー著，花田宇秋訳『諸国征服史』全3巻，岩波書店，2012–2014.
- 高貴なる用語：ウマリー著，谷口淳一編「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』訳注(4)(史料紹介)』『史窓』70(2013): 31–49; 同「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著『高貴なる用語の解説』訳注(6)(史料紹介)』『史窓』72(2015): 74–58.
- 統治の諸規則：マーワルディー著，湯川武訳『統治の諸規則』慶應義塾大学出版会，2006.
- ハディース：ブハーリー著，牧野信也訳『ハディース——イスラーム伝承集成』全6巻，中央公論社，2001.
- ファラキーヤの論説：マーザンダラーニー著，渡部良子，阿部尚史，熊倉和歌子訳『簿記術に関するファラキーヤの論説』東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室，2013.

◎外国語研究文献◎

- 'Abd al-Rāziq, Aḡmad. 1980. "Le vizirat et les vizirs d'Égypte au temps des Mamlūks." *Annales Islamologiques* 16: 183–239.
- Amin, Muḡammad Muḡammad. 1980. *al-Awḡāf wa al-Ḥayāt al-Ijtimā'iya fi Miṣr, 648–923 A. H./ 1250–1517 A. D.: Dirāsa Tāriḡhiya Wathā'iḡiya*. Cairo: Dār al-Nahḡa al-'Arabiya.
- . 1983. "Manshūr bi-Manḡ Iqṡā' min 'Aṣr al-Sulṡān al-Gḡūrī." *Annales Islamologiques* 19: 1–23.
- Amitai-Preiss, Reuven. 1995. *Mongols and Mamluks: the Mamluk-Ilkhānid War, 1260–1281*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ayalon, David. 1949. "The Circassians in the Mamluk Kingdom." *Journal of the American Oriental Society* 69 (3): 135–147.
- . 1953a. "Studies on the Structure of the Mamluk Army—I." *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 15 (2): 203–228.
- . 1953b. "Studies on the Structure of the Mamluk Army—II." *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 15 (3): 448–476.
- . 1954. "Studies on the Structure of the Mamluk Army—III." *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 16 (1): 57–90.

- . 1957. “The System of Payment in Mamluk Military Society.” *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 1 (1): 37–65.
- . 1958. “The System of Payment in Mamluk Military Society (Concluded).” *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 1 (3): 257–296.
- . 1975. “Names, Titles and ‘Nisbas’ of the Mamlūks.” *Israel Oriental Studies* (Tel-Aviv University) 5: 189–232.
- Baqli, Muḥammad Qandil. 1983. *al-Taʿrif bi Muṣṭalahāt Ṣubḥ al-Aʿshā*. Cairo: al-Hayʾah al-Miṣriya al-ʿĀmma lil-Kitāb.
- Bauden, Frédéric. 2004. “The Recovery of Mamluk Chancery Documents in An Unsuspected Place.” *The Mamluks in Egyptian and Syrian Politics and Society* (Michael Winter and Amalia Levanoni, eds.), 59–76. Leiden: E.J. Brill.
- Behrens-Abouseif, Doris. 2007. *Cairo of the Mamluks: A History of the Architecture and Its Culture*. Cairo: American University of Cairo.
- Bosworth, C. E. 1990. “Administrative Literature.” *Religion Science and Learning in the ‘Abbāsīd Period (The Cambridge History of Arabic Literature)* (M. J. L. Young et al., eds.), 155–167. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hasan, ʿAlī Ibrāhīm, 1967. *Tāʾriḫ al-Mamālīk al-Baḥriya*. Cairo: Maktabat al-Nahḍa al-Miṣriya.
- Igarashi, Daisuke. 2006. “The Establishment and Development of al-Diwan al-Mufrad: Its Background and Implications.” *Mamluk Studies Review* 10 (1): 117–140.
- . 2010. “The Evolution of the Sultanic Fisc and al-Dhakhirah during the Circassian Mamluk Period.” *Mamluk Studies Review* 14: 85–108.
- . 2015. *Land Tenure, Fiscal Policy, and Imperial Power in Medieval Syro-Egypt*. Chicago: Middle East Documentation Center.
- Iiyama, Akari. 2013. “Legal Principles (*Qawāʿid*) in Legal Practice: An Analysis of Fatwās during the Age of Taqlid.” *Orient* 48: 37–55.
- Jamāl al-Dīn, Amīna. 1984. *al-Nuwayrī wa Kitābuhu Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab: Maṣādiruhu al-Adabiyya wa-Arāʾu-hu al-Naqdiyya*. Cairo: Dār Thābit.
- Kumakura, Wakako. 2018. “Mamluk Land Records Being Updated and Distributed: A Study of *Al-Tuhfa al-Saniya bi-Asmaʾ al-Bilād al-Miṣriya*.” *Journal of Islamic Area Studies* 10: 17–29.
- Levanoni, Amalia. 1995. *A Turning Point in Mamluk History: The Third Reign of al-Nāṣir Muḥammad ibn Qalāwūn (1310–1341)*. Leiden: E.J. Brill
- . 2011. “The Ḥalqah in the Mamluk Army: Why Was It Not Dissolved When It Reached Its Nadir?” *Mamluk Studies Review* 15: 37–65.
- Little, Donald P. 1998a. “Historiography of the Ayyūbid and Mamlūk epochs.” *Islamic Egypt, 640–1517 (The Cambridge History of Egypt, vol. 1)* (Carl F. Petry, ed.), 412–444. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1998b. “Notes on the Early Naṣar al-khāṣṣ.” *The Mamluks in Egyptian Politics and Society* (Thomas Philipp and Ulrich Haarmann, eds.), 235–253. Cambridge: Cambridge University Press.
- Michel, Nicolas. “Les rizaq iḥbāsiyya, terres agricoles en mainmorte dans l’Égypte mamelouke et ottoman. Étude sur les Dafātir al-aḥbās ottomans.” *Annales Islamologiques* 30: 105–198.
- Muhanna, Elias. 2012. *Encyclopaedism in the Mamluk Period: The Composition of Shihāb al-Dīn al-Nuwayrī’s (d. 1333) Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab* [Ph.D. Dissertation]. Harvard University.
- . 2018. *The World in A Book: al-Nuwayrī and the Islamic Encyclopedic Tradition*. New Jersey: Princeton University Press.
- Poliak, A. N. 1939. *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250–1900*. London: Royal Asiatic Society.
- Popper, William. 1955–57. *Egypt and Syria under the Circassian Sultans 1382–1468 A.D.: Systematic Notes to Ibn Taghrī Birdī’s Chronicles of Egypt*. (University of California publications in Semitic philology, vol. 15), Berkley and Los Angeles: University of California Press.
- . 1957. *Egypt and Syria under the Circassian Sultans 1382–1468 A.D.: Systematic Notes to Ibn Taghrī Birdī’s Chronicles of Egypt (continued)*. (University of California publications in Semitic philology, vol. 16), Berkley and Los Angeles: University of California Press.
- Qanṭaqjī, Sāmīr. 2002–2003. *Duwar al-Ḥaḍāra al-Islāmiya fī Taṭwīr al-Fikr al-Muḥāsibī* [Ph.D. Dissertation]. Aleppo University.
- Rabie, Ḥassanein. 1972. *The Financial System of Egypt, A.H. 564-741/A.D. 1169–1341*. London: Oxford

- University Press.
- Ramzī, Muḥammad. 1994. *al-Qāmūs al-Ḥuḡhrāfi lil-Bilād al-Miṣriya: min ‘Ahd Qudamā’ al-Miṣriyīn ilā Sanat 1945*. 3 vols. (in 6 binds), Cairo: al-Ha’ya al-Miṣriya al-‘Āmma lil-Kitāb.
- Richards, Donald, S. 1991. “A Mamlūk Emir’s ‘Square’ Decree.” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 54 (1): 63–67.
- Sato, Tsugitaka. 1997. *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta’s and Fallahun*. Leiden: Brill.
- al-Shirbinī, al-Bayyūmī Ismā‘il. 1997. *al-Muṣādarat al-Amlāk fi al-Dawla al-Islāmiya: ‘Aṣr Salāṭīn al-Mamālīk*. 2 vols., Cairo: al-Hay’ah al-Miṣriya al-‘Āmma lil-Kitāb.
- Stern, S. M. 1964. *Fāṭimid Decrees: Original Documents from the Fāṭimid Chancery*. London: Faber.

●日本語研究文献●

- 五十嵐大介. 2011. 『中世イスラーム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究』刀水書房.
- 菟原卓. 2000. 「ファーティマ朝前半期の書記規範」『西南アジア研究』52: 19–37.
- 太田敬子. 2006. 「ダマスカスのヨハネス——初期イスラーム時代のキリスト教知識人」『アジア遊学』86 (特集：アラブの都市と知識人), 21–33, 明石書店.
- 久保亮輔. 2020. 「カラウーンの病院のその後」, 仮想現実の利用が可能な視覚資料の保存・公開とその利活用のための基礎的研究 (Qalawun VR Project), https://blog2020.aa-ken.jp/p/qalawun/blog/20200511_211/ (最終アクセス日：2021年2月25日).
- 熊倉和歌子. 2011. 「マムルーク朝時代の官庁における会計帳簿」高松洋一編『イラン式簿記術の発展と展開——イラン, マムルーク朝, オスマン朝下で作成された理論書と帳簿』, 37–53, 共同利用・共同拠点イスラーム地域研究拠点東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室.
- . 2019. 『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』東京大学出版会.
- 佐藤次高. 1986. 『中世イスラーム国家とアラブ社会——イクター制の研究』山川出版社.
- . 1991. 『マムルーク—異教の世界からきたイスラームの支配者たち』東京大学出版会.
- 高野晶弘. 2007. 『高野版現代アラビア語辞典』, 上下巻. 「アラブ世界の活字文化とメディア革命」研究会.
- 堀井聡江. 2004. 『イスラーム法通史』山川出版社.
- 護雅夫. 1964. 「アナトリア移住前後のチュルク—オグズ族」内陸アジア史学会編『内陸アジア史論集』, 156–181, 大安.
- 湯川武. 1979. 「マムルーク朝時代初期のワジール制」『イスラーム世界』16: 17–32.
- 渡部良子・阿部尚史. 2017. 「16世紀サファヴィー朝期のペルシア語財務・簿記術指南書——ギヤースッディーン・キルマーニーの簿記術論文・序章簿記術論校訂・日本語訳注」『アジア・アフリカ言語文化研究』94: 383–485.

採択決定日—2021年1月13日